

山梨県公報

号外第六十六号

平成二十八年

十二月二十二日

木曜日

目次

条 例

- 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の一部を改正する条例……………三
- 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例……………三
- 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……………三
- 山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……………二二三
- 山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……………二三四
- 山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……………二三九
- 山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例……………四〇
- 山梨県県税条例等の一部を改正する条例……………四三

条例のあらまし

○ 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の一部を改正する条例(条例第五十四号)(人事課)

- 1 一般職の県職員の勤勉手当の改定等に鑑み、特別職の職員に係る期末手当の支給割合を次のとおり改定することとした。
 - (一) 平成二十八年度十二月期の支給割合を一・七五分分に引き上げる。
 - (二) 平成二十九年以降の六月期の支給割合を一・五五分分に引き上げ、十二月期の支給割合を一・七分分とする。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(二)については、平成二十九年四月一日から施行することとした。
 - 3 1(一)については、平成二十八年十二月一日から適用することとした。
- 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(条例第五十五号)(人事課)

1 一般職の県職員の勤勉手当の改定等に鑑み、県議会議員の期末手当の支給割合を次のとおり改定することとした。

- (一) 平成二十八年度十二月期の支給割合を一・七五分分に引き上げる。
- (二) 平成二十九年以降の六月期の支給割合を一・五五分分に引き上げ、十二月期の支給割合を一・七分分とする。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(二)については、平成二十九年四月一日から施行することとした。

3 1(一)については、平成二十八年十二月一日から適用することとした。

○ 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第五十六号)(人事課)

- 1 山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する平成二十八年十月十七日付けの給与に関する勧告等に鑑み、次の改正を行うこととした。
 - (一) 給料表の改定 若年層に重点を置きながら給料月額を引き上げる(平均改定率〇・二パーセント)。
 - (二) 諸手当の改定
 - (1) 扶養手当 子に係る手当の月額を一人につき九千円(現行六千五百円)に引き上げる。
 - (2) 地域手当 県内の地域に在勤する職員の支給割合を三・五パーセント(現行三・三パーセント)とする。
 - (3) 初任給調整手当 医療職給料表(一)の適用を受ける職員に対する支給限度額を四十一万三千八百円(現行四十一万三千三百円)に引き上げる等の改定を行う。
 - (4) 期末・勤勉手当
 - ア 平成二十八年度十二月期の勤勉手当の支給月数を〇・九月分に引き上げる。
 - イ 平成二十九年以降の六月期及び十二月期の勤勉手当の支給月数をそれぞれ〇・八五分分に引き上げる。

ウ 再任用職員及び特定任期付職員についても、一般職員に準じて支給月数を引き上げる。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(二)(4)イについては、平成二十九年四月一日から施行することとした。

- 3 1(一)並びに(二)(1)、(2)及び(3)については平成二十八年四月一日から、1(二)(4)については同年十二月一日から適用することとした。

○ 山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第五十七号)(教育庁福利給与課)

- 1 山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する平成二十八年十月十七

日付けの給与に関する勧告等に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 給料表の改定 若年層に重点を置きながら給料月額を引き上げる(平均改定率〇・二パーセント)。

(二) 諸手当の改定

(1) 扶養手当 子に係る手当の月額を一人につき九千円(現行六千五百円)に引き上げる。

(2) 地域手当 県内の地域に在勤する教育職員の支給割合を三・五パーセント(現行三・三パーセント)とする。

(3) 期末・勤勉手当

ア 平成二十八年度十二月期の勤勉手当の支給月数を〇・九月分に引き上げる。

イ 平成二十九年以降の六月期及び十二月期の勤勉手当の支給月数をそれぞれ

〇・八五分分に引き上げる。

ウ 再任用職員及び特定任期付職員についても、一般職員に準じて支給月数を引き上げる。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(二)(3)イについては、平成二十九年四月一日から施行することとした。

3 1(一)並びに(二)(1)及び(2)については平成二十八年四月一日から、1(二)(3)アについては同年十二月一日から適用することとした。

○ 山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第五十八号)(警察本部警務課)

1 山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する平成二十八年十月十七日付けの給与に関する勧告等に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 給料表の改定 若年層に重点を置きながら給料月額を引き上げる(平均改定率〇・二パーセント)。

(二) 諸手当の改定

(1) 扶養手当 子に係る手当の月額を一人につき九千円(現行六千五百円)に引き上げる。

(2) 地域手当 県内の地域に在勤する職員の支給割合を三・五パーセント(現行三・三パーセント)とする。

(3) 期末・勤勉手当

ア 平成二十八年度十二月期の勤勉手当の支給月数を〇・九月分に引き上げる。

イ 平成二十九年以降の六月期及び十二月期の勤勉手当の支給月数をそれぞれ

〇・八五分分に引き上げる。

ウ 再任用職員及び特定任期付職員についても、一般職員に準じて支給月数を引

き上げる。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(二)(3)イについては、平成二十九年四月一日から施行することとした。

3 1(一)並びに(二)(1)及び(2)については平成二十八年四月一日から、1(二)(3)アについては同年十二月一日から適用することとした。

○ 山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第五十九号)(人事課)

1 雇用保険法の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 六十五歳以降に新たに県職員となった者についても、条例の適用の対象者とする。

(二) 新たに六十五歳以上の県職員に対しても、退職手当として、雇用保険法に規定する求職活動支援費等に相当する額を支給する。

2 この条例は、平成二十九年一月一日から施行することとした。

○ 山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第六十号)(警察本部会計課)

1 道路交通法施行令等の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 政令で定める手数料の区分及び額を標準として、運転免許試験手数料等を改定する。

(二) 政令で定めのない手数料の一部については、政令で定める額等に準じて改定する。

2 この条例は、平成二十九年三月十二日から施行することとした。

○ 山梨県税条例等の一部を改正する条例(条例第六十一号)(税務課)

1 地方税法等の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 自動車取得税を廃止し、自動車税環境性能割を創設する。

(1) 税率については、燃費基準達成度等に応じて決定し、非課税、一パーセント、二パーセント、三パーセントの四段階を基本とし、新車・中古車を問わず対象とする。

(2) 現行の自動車税については、自動車税種別割とする。

(二) 地方消費税の税率の引上げ時期を平成二十九年四月一日から平成三十一年十月一日に変更する。

(三) 法人県民税法人税割及び法人事業税の税率の見直し時期を平成二十九年四月一日から平成三十一年十月一日に変更する。

2 最近の社会情勢の変化に鑑み、自動車税等の身体障害者等に対する減免規定について、次の改正を行うこととした。

(一) 減免の対象となる障害者の定義に知的障害を加える。

(二) 常時介護者運転における世帯要件及び減免対象車両に係る所有者登録要件の緩和

- を図る。
- (三) 自動車税等に減免上限額を設定する。ただし、自動車税の減免上限額については、既に減免を受けている身体障害者等を対象に適用を猶予する二年間の経過措置を設ける。
- 2 この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。ただし、1(二)及び(三)については公布の日から、1(一)については平成三十一年十月一日から施行することとした。

条 例

山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第五十四号

山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

第一条 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例(昭和二十七年山梨県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第二条 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の一部を次のように改正する。

第三条中「百分の百五十」を「百分の百五十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、平成二十八年十二月一日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の山梨

県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第五十五号

山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和三十一年山梨県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第二条 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百五十」を「百分の百五十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、平成二十八年十二月一日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第五十六号

山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(山梨県職員給与条例の一部改正)

第一条 山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第二号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第十三条第二項中「掲げる扶養親族に」を「該当する扶養親族(次条第三項において「扶養親族たる配偶者」という。)に」に、「から第五号までに掲げる扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」を「に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については一人につき九千円(職員に配偶者が不在場合にあっては、そのうち一人については一万千円)、同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族(次条第一項第三号及び第四号並びに第三項において「扶養親族たる父母等」に改め、「配偶者」の下に「及び扶養親族たる子」を加え、同条第三項中「以下」の下に「この項及び次条第三項第三号において」を加える。

第十四条第一項中「該当する事実」を「掲げる事実」に改め、同項第二号中「前条第一項第二号又は第四号」を「扶養親族たる子又は前条第一項第三号若しくは第五号」に改め、同項第三号及び第四号中「扶養親族たる子、父母等」を「扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等」に改め、同条第二項中「扶養親族がない職員に前項第一号」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第一号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合又は扶養手当を受けている職員について第一項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く)、扶養手当を受けている職員のう

ち扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

一 扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合

二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合

三 職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

第十四条の二第二項中「百分の三・三」を「百分の三・五」に改める。

第十四条の五第一項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「四十一万三千三百円」を「四十一万三千八百円」に改め、同項第二号中「五万五百円」を「五万六百元」に改める。

第三十三条第二項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「百分の八十」を「百分の九十」に、「百分の百」を「百分の百十」に改め、同項第二号中「百分の三十七・五」を「百分の四十二・五」に、「百分の四十七・五」を「百分の五十二・五」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一 (第六条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500
	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200

再任職員及び任期付職員以外の職員

41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800	
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200	
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500	
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800	
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200		
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600		
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300		
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800		
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200		
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600		
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000		
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400		
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800		
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200		
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500		
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800		
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200		
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500		
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800		
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100		
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300			
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600			
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900			
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200			
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500			
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800			
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100			
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300			
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600			
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900			
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200			
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400			
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700			
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000			
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200			
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400			
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700			
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000			
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200			
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400			
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700			
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000			
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200			
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400			
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500				
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800				
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000				

89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200				
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500				
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800				
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000				
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200				
94		294,000	341,800						
95		294,400	342,300						
96		294,800	342,700						
97		295,000	342,800						
98		295,300	343,300						
99		295,700	343,700						
100		296,100	344,000						
101		296,300	344,300						
102		296,600	344,700						
103		297,000	345,100						
104		297,300	345,500						
105		297,500	346,000						
106		297,800	346,400						
107		298,200	346,800						
108		298,500	347,200						
109		298,700	347,700						
110		299,100	348,100						
111		299,500	348,400						
112		299,800	348,700						
113		299,900	349,200						
114		300,200							
115		300,500							
116		300,900							
117		301,100							
118		301,300							
119		301,600							
120		301,900							
121		302,300							
122		302,500							
123		302,800							
124		303,100							
125		303,400							
再任用職員	186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100	440,200
任期付職員	146,100								

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

医療職給料表

イ 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	245,200	330,500	395,500	470,600
	2	247,700	333,500	398,400	472,900
	3	250,200	336,400	401,300	475,100
	4	252,700	339,400	404,100	477,400
	5	255,000	342,100	406,800	479,700
	6	258,800	345,400	409,500	481,900
	7	262,600	348,500	412,300	484,100
	8	266,400	351,600	415,000	486,300
	9	270,000	354,500	417,500	488,300
	10	274,000	357,400	420,200	490,400
	11	278,000	360,500	422,900	492,500
	12	282,000	363,700	425,600	494,600
	13	285,800	366,700	428,000	496,700
	14	289,800	370,300	430,500	498,800
	15	293,700	373,500	432,900	500,900
	16	297,600	377,200	435,400	503,000
	17	301,400	380,800	437,600	505,100
	18	305,000	383,500	440,000	507,100
	19	308,500	386,300	442,400	509,100
	20	312,100	389,000	444,800	511,100
	21	315,700	391,900	446,600	512,900
	22	319,400	394,500	449,000	514,700
	23	322,900	397,100	451,400	516,600
	24	326,400	399,500	453,700	518,500
	25	329,900	401,800	455,800	520,200
	26	332,700	404,100	458,100	522,000
	27	335,300	406,400	460,300	523,800
	28	337,900	408,700	462,600	525,600
	29	340,700	411,000	464,800	527,400
	30	342,800	413,100	467,100	529,200
	31	345,000	415,100	469,400	531,000
	32	347,400	417,200	471,600	532,800
	33	349,700	419,300	473,600	534,400
	34	352,100	421,200	475,700	536,200
	35	354,300	423,200	477,800	537,900
	36	356,800	425,200	479,900	539,700
	37	359,200	427,200	482,000	541,300
	38	361,600	429,200	483,800	542,900
	39	364,000	431,200	485,600	544,300
	40	366,200	433,200	487,400	545,900
	41	368,500	435,100	489,100	547,400
	42	369,900	436,900	490,900	548,800
	43	371,400	438,600	492,700	550,200
	44	372,800	440,400	494,500	551,500
	45	374,300	442,300	496,100	552,700
	46	375,700	444,100	497,800	553,700
	47	377,200	445,900	499,600	554,700
	48	378,700	447,600	501,400	555,700

再任職員及び任期付職員以外の職員	49	379,900	449,400	503,000	556,700
	50	380,900	451,100	504,300	557,600
	51	381,900	452,900	505,600	558,500
	52	382,800	454,700	506,900	559,400
	53	383,800	456,600	508,100	560,200
	54	384,700	457,800	509,400	561,100
	55	385,600	459,000	510,700	562,000
	56	386,500	460,200	512,000	562,900
	57	387,400	461,400	513,000	563,800
	58	388,300	462,400	513,800	564,700
	59	389,100	463,400	514,600	565,600
	60	389,900	464,400	515,400	566,300
	61	390,600	465,200	516,300	567,200
	62	391,100	465,900	517,100	568,100
	63	391,500	466,600	518,000	569,000
	64	392,000	467,300	518,800	569,900
	65	392,300	468,000	519,700	570,800
	66		468,700	520,600	
	67		469,400	521,300	
	68		470,100	522,200	
	69		470,500	523,100	
	70		471,200	523,900	
	71		471,900	524,800	
	72		472,600	525,700	
	73		473,000	526,500	
	74		473,600	527,400	
	75		474,300	528,300	
	76		475,000	529,000	
	77		475,400	529,800	
	78		476,000	530,700	
	79		476,600	531,600	
	80		477,100	532,500	
	81		477,700	533,300	
	82		478,200	534,200	
	83		478,700	535,100	
	84		479,200	536,000	
	85		479,600	536,800	
	86		480,200	537,700	
	87		480,600	538,600	
	88		481,100	539,500	
	89		481,600	540,300	
	90		482,200		
	91		482,800		
	92		483,200		
	93		483,700		
	94		484,300		
	95		484,900		
	96		485,500		
	97		486,000		
再任用職員		295,400	337,800	392,200	465,200
任期付職員		255,000			

備考 この表は、病院、保健所等で人事委員会の指定するものに勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表 (二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500	370,300
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500	373,000
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700	375,600
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900	378,300
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900	380,700
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100	383,400
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200	386,000
	8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400	388,700
	9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300	390,800
	10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400	393,100
	11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600	395,300
	12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700	397,500
	13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300	399,600
	14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300	401,600
	15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200	403,600
	16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200	405,700
	17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100	407,500
	18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100	409,500
	19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100	411,400
	20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100	413,500
	21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900	415,300
	22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900	416,900
	23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000	418,500
	24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100	420,000
	25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500	421,500
	26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300	422,800
	27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100	424,100
	28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800	425,400
	29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600	426,700
	30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100	427,900
	31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700	429,100
	32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400	430,200
	33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700	431,400
	34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000	432,600
	35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300	433,800
	36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500	435,000
	37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600	436,300
	38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800	437,100
	39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900	437,500
	40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000	438,200

再任職員及
任用職員
及び任期付職員
以外の職員

41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800	438,700
42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600	439,100
43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400	439,500
44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200	439,900
45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600	440,300
46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200	440,700
47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700	441,100
48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100	441,400
49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500	441,700
50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800	442,100
51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100	442,400
52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400	442,700
53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700	443,000
54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000	
55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300	
56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600	
57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900	
58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200	
59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500	
60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900	
61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100	
62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400	
63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700	
64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000	
65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200	
66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100		
67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800		
68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400		
69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800		
70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300		
71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800		
72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300		
73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900		
74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400		
75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000		
76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600		
77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100		
78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600		
79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100		
80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600		
81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900		
82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400		
83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800		
84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200		

85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600		
86		288,700	324,600	345,500			
87		288,900	324,800	345,800			
88		289,100	325,200	346,100			
89		289,500	325,600	346,500			
90		289,700	326,000	346,800			
91		289,900	326,400	347,200			
92		290,100	326,800	347,500			
93		290,500	327,100	347,900			
94		290,700	327,300	348,200			
95		290,900	327,700	348,500			
96		291,200	328,000	348,800			
97		291,600	328,200	349,100			
98		291,900	328,500	349,500			
99		292,100	328,800	349,900			
100		292,400	329,100	350,300			
101		292,700	329,300	350,800			
102		292,900	329,600	351,200			
103		293,100	330,000	351,600			
104		293,400	330,200	352,000			
105		293,700	330,300	352,500			
106			330,600				
107			331,000				
108			331,200				
109			331,400				
110			331,800				
111			332,200				
112			332,600				
113			332,800				
再任用職員	187,900	214,500	242,700	256,100	281,300	322,000	364,200
任期付職員	173,200						

備考 この表は、病院及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表（三）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800	373,300
	2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900	375,900
	3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000	378,600
	4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200	381,200
	5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300	383,400
	6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400	385,800
	7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600	388,100
	8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700	390,400
	9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300	392,400
	10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300	394,500
	11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200	396,700
	12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200	399,000
	13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200	400,900
	14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300	402,900
	15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400	405,100
	16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400	407,300
	17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400	409,300
	18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400	411,500
	19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500	413,700
	20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600	415,800
	21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300	417,700
	22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400	419,600
	23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500	421,400
	24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500	423,300
	25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500	425,000
	26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100	426,600
	27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000	428,300
	28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900	429,900
	29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700	431,200
	30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400	432,500
	31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300	434,100
	32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100	435,600
	33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800	437,300
	34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500	438,900
	35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300	440,300
	36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000	441,700
	37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600	442,800
	38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300	444,100
	39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100	445,400
	40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900	446,800

	41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400	447,800
	42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900	448,500
	43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400	449,300
	44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700	449,900
	45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800	450,800
	46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900	451,500
	47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000	452,300
	48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200	453,100
	49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500	453,800
	50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600	454,500
	51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800	455,200
	52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900	456,000
	53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100	456,800
	54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100	457,600
	55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200	458,300
	56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300	459,000
	57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400	459,800
	58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900	
	59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500	
	60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900	
	61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500	
	62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000	
	63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400	
	64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900	
	65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500	
	66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900	
	67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200	
	68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500	
	69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900	
	70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200		
	71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900		
	72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500		
	73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200		
	74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700		
	75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300		
	76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800		
	77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200		
	78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800		
	79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300		
	80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600		
再任	81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900		
用職	82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400		
員及	83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800		
び任	84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100		
期付								
職員								
以外								
の職	85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400		
員	86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900		
	87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400		
	88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800		

89	276,100	309,100	344,000	363,300	390,100
90	277,000	310,300	344,800	363,700	390,500
91	277,900	311,500	345,600	364,300	391,000
92	278,900	312,700	346,400	364,800	391,400
93	279,900	313,500	347,000	365,100	391,800
94	280,900	314,200	347,600	365,600	
95	281,800	314,900	348,300	366,000	
96	282,800	315,500	348,900	366,300	
97	283,600	316,200	349,300	366,900	
98	284,400	316,500	349,700	367,400	
99	285,000	317,100	350,200	367,900	
100	285,900	317,800	350,600	368,400	
101	286,700	318,200	351,100	369,000	
102	287,500	318,800	351,500	369,500	
103	288,300	319,400	352,000	370,000	
104	289,100	320,000	352,400	370,400	
105	289,800	320,400	352,700	371,000	
106	290,300	320,900	353,200	371,500	
107	290,800	321,400	353,600	372,000	
108	291,300	321,900	353,900	372,500	
109	291,500	322,300	354,400	373,100	
110	291,800	322,700	354,900	373,500	
111	292,000	323,000	355,400	374,000	
112	292,400	323,300	355,900	374,500	
113	292,700	323,700	356,400	375,100	
114	292,900	324,100	356,900		
115	293,300	324,500	357,400		
116	293,600	324,800	357,800		
117	293,900	325,000	358,200		
118	294,200	325,300	358,600		
119	294,500	325,700	359,100		
120	294,900	325,900	359,600		
121	295,200	326,100	360,000		
122	295,600	326,400	360,500		
123	295,900	326,700	361,000		
124	296,300	327,000	361,500		
125	296,500	327,200	361,800		
126	296,700	327,500			
127	297,000	327,900			
128	297,400	328,100			
129	297,600	328,200			
130	297,900	328,500			
131	298,300	328,900			
132	298,700	329,100			
133	298,900	329,400			
134	299,200	329,800			
135	299,600	330,200			
136	299,900	330,600			

137	300,100	330,900						
138	300,400	331,300						
139	300,800	331,700						
140	301,100	332,100						
141	301,300	332,400						
142	301,700	332,800						
143	302,100	333,100						
144	302,400	333,500						
145	302,500	333,800						
146	302,800	334,200						
147	303,100	334,600						
148	303,500	335,000						
149	303,700	335,300						
150	303,900	335,700						
151	304,200	336,100						
152	304,500	336,500						
153	304,900	336,800						
154	305,100							
155	305,300							
156	305,600							
157	305,900							
158	306,200							
159	306,500							
160	306,800							
161	307,200							
162	307,500							
163	307,800							
164	308,100							
165	308,500							
166	308,800							
167	309,100							
168	309,400							
169	309,800							
再任用職員		234,300	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400	369,800
任期付職員		195,900						

備考 この表は、病院、保健所及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第三（第六条関係）

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	141,700	191,400	278,000	329,500	387,700
	2	142,800	194,000	280,400	331,700	390,600
	3	144,000	196,400	282,800	333,900	393,300
	4	145,100	198,800	285,200	335,900	396,100
	5	146,200	201,300	287,500	337,800	398,300
	6	147,500	203,600	289,700	339,900	401,000
	7	148,800	205,900	291,700	342,000	403,700
	8	150,100	208,100	293,700	344,000	406,400
	9	151,200	210,200	295,900	345,900	409,000
	10	152,900	212,500	298,500	347,900	411,600
	11	154,500	215,000	301,100	350,000	414,300
	12	156,100	217,300	303,900	352,000	417,100
	13	157,600	219,500	306,100	354,000	419,700
	14	159,500	221,900	308,700	355,900	422,400
	15	161,400	224,300	311,200	357,700	425,200
	16	163,400	226,700	314,000	359,600	427,900
	17	165,200	229,000	316,600	361,500	430,400
	18	167,400	231,800	318,800	363,400	433,000
	19	169,600	234,700	321,000	365,300	435,500
	20	171,700	237,600	323,100	367,300	438,100
	21	173,900	240,100	325,400	368,900	440,600
	22	176,300	242,800	327,400	370,900	443,200
	23	178,600	245,300	329,400	372,700	445,800
	24	180,900	248,000	331,400	374,600	448,300
	25	183,000	250,700	333,500	376,100	450,500
	26	185,200	253,100	335,400	377,800	452,800
	27	187,300	255,400	337,200	379,700	455,300
	28	189,400	257,600	339,100	381,600	457,800
	29	191,500	260,300	341,000	383,400	460,300
	30	193,300	262,500	342,700	385,300	462,800
	31	195,100	264,400	344,200	387,200	465,300
	32	196,800	266,500	345,900	389,100	467,800
	33	198,600	268,400	347,300	390,700	470,100
	34	200,500	270,400	348,700	392,500	472,500
	35	202,400	272,500	350,200	394,100	474,900
	36	204,300	274,400	351,700	395,900	477,400

再任職員及び任期付職員以外の職員

37	206,000	276,300	353,000	397,100	479,800
38	207,900	277,800	354,400	398,600	482,300
39	209,800	279,000	355,700	400,000	484,700
40	211,700	280,500	357,100	401,400	487,200
41	213,600	281,900	357,900	402,800	489,500
42	215,500	282,900	359,000	404,100	491,700
43	217,400	283,900	360,200	405,600	493,900
44	219,300	284,900	361,300	407,200	496,100
45	221,000	285,600	362,500	408,600	497,800
46	222,900	286,800	363,700	409,800	499,300
47	224,700	288,000	365,000	411,400	500,900
48	226,500	289,200	366,100	413,000	502,400
49	228,200	290,600	367,200	414,300	504,100
50	230,000	291,900	368,500	415,700	505,500
51	231,700	293,000	369,800	417,200	506,900
52	233,400	294,100	371,100	418,600	508,400
53	234,900	295,300	371,800	420,000	509,500
54	236,700	296,500	372,800	421,400	510,700
55	238,400	297,800	373,700	422,800	511,900
56	240,000	298,900	374,700	424,200	513,100
57	241,400	300,000	375,500	425,300	514,000
58	242,600	301,100	376,300	426,600	515,000
59	243,600	302,300	377,000	428,000	516,000
60	244,700	303,500	377,700	429,300	517,000
61	245,800	304,400	378,300	430,100	518,100
62	246,900	305,500	379,000	431,000	519,000
63	247,800	306,600	379,900	432,000	519,700
64	248,900	307,700	380,800	432,900	520,400
65	250,100	308,700	381,400	433,800	521,200
66	251,200	309,800	382,200	434,600	522,000
67	252,300	310,800	383,000	435,200	522,800
68	253,200	311,800	383,800	436,000	523,600
69	254,100	312,900	384,400	436,400	524,300
70	255,500	313,900	385,100	437,000	525,100
71	257,000	315,000	385,800	437,500	525,900
72	258,400	316,100	386,500	438,000	526,700
73	259,800	316,800	387,200	438,500	527,400
74	261,200	317,800	387,800		
75	262,600	318,900	388,400		
76	263,700	320,000	389,100		
77	264,800	321,100	389,800		
78	266,000	322,100	390,400		
79	267,300	323,000	391,000		
80	268,400	323,900	391,600		

	81	269,800	325,000	392,200		
	82	271,100	325,800	392,800		
	83	272,400	326,500	393,400		
	84	273,600	327,300	394,000		
	85	274,700	327,800	394,500		
	86	275,800	328,300	395,000		
	87	277,100	328,800	395,500		
	88	278,300	329,300	396,200		
	89	279,300	329,600	396,600		
	90	280,500	330,100			
	91	281,600	330,600			
	92	282,800	331,100			
	93	283,800	331,400			
	94	284,800	331,800			
	95	285,800	332,300			
	96	286,800	332,800			
	97	287,300	333,300			
	98	288,200	333,800			
	99	288,900	334,300			
	100	289,800	334,800			
	101	290,700	335,300			
	102	291,400	335,800			
	103	292,100	336,300			
	104	292,800	336,800			
	105	293,500	337,300			
	106	294,000	337,700			
	107	294,500	338,200			
	108	295,000	338,600			
	109	295,200	339,100			
	110	295,600	339,500			
	111	295,900	340,000			
	112	296,200	340,400			
	113	296,500	340,900			
	114	296,800	341,300			
	115	297,100	341,800			
	116	297,400	342,200			
	117	297,700	342,700			
	118	298,100	343,100			
	119	298,400	343,500			
	120	298,800	343,900			
	121	299,100	344,300			
再任用職員		216,700	257,900	282,700	325,100	383,600
任期付職員		191,400				

備考 この表は、研究所、試験場等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

福 祉 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	155,000	205,300	251,200	272,400	317,700	361,800
	2	156,200	207,100	252,800	274,200	319,900	364,400
	3	157,400	208,900	254,200	275,800	322,200	366,900
	4	158,600	210,600	255,800	277,300	324,400	369,500
	5	159,600	212,300	257,000	279,100	326,600	371,500
	6	161,100	214,100	258,300	281,200	328,600	374,000
	7	162,500	215,900	259,700	283,300	330,800	376,300
	8	163,900	217,600	261,100	285,600	333,000	378,800
	9	165,200	219,500	262,300	287,600	335,100	381,300
	10	166,600	221,000	263,800	289,700	337,300	384,000
	11	168,000	222,400	265,100	291,900	339,400	386,600
	12	169,500	223,800	266,200	294,000	341,600	389,300
	13	171,000	225,300	267,500	295,900	343,500	391,700
	14	172,500	226,900	269,200	298,200	345,500	394,000
	15	174,000	228,500	270,900	300,400	347,600	396,200
	16	175,400	230,100	272,700	302,600	349,600	398,600
	17	177,000	231,500	274,300	304,700	351,400	400,400
	18	178,800	233,100	276,200	307,000	353,400	402,400
	19	180,500	234,600	278,000	309,200	355,200	404,300
	20	182,200	236,100	279,600	311,500	357,100	406,100
	21	183,700	237,300	281,200	313,600	359,100	408,000
	22	185,400	238,800	283,000	315,700	361,000	409,800
	23	187,100	240,100	284,600	317,900	363,000	411,600
	24	188,800	241,500	286,300	320,000	364,900	413,500
	25	190,400	243,000	288,200	322,000	366,900	415,300
	26	192,200	244,700	289,900	324,000	368,800	416,800
	27	194,000	246,200	291,700	326,100	370,800	418,300
	28	195,700	247,900	293,500	328,100	372,800	419,900
	29	197,500	249,300	295,000	330,100	374,300	421,500
	30	199,000	250,600	296,700	332,200	376,100	422,800
	31	200,500	251,900	298,400	334,200	377,900	424,100
	32	201,900	253,300	300,000	336,300	379,500	425,300
	33	203,400	254,600	301,500	338,000	381,300	426,500
	34	204,700	255,900	303,100	339,900	382,700	427,800
	35	206,000	257,200	304,600	341,800	384,200	429,100
	36	207,200	258,400	306,200	343,700	385,800	430,300
	37	208,500	259,800	307,900	345,100	387,200	431,500
	38	209,900	261,400	309,400	347,000	388,400	432,300
	39	211,300	263,000	310,900	348,900	389,600	433,100
	40	212,700	264,600	312,500	350,700	390,700	433,900
	41	213,700	266,000	313,900	352,600	391,800	434,500
	42	214,900	267,600	315,500	354,400	393,000	435,200
	43	216,000	269,200	317,000	356,200	394,200	435,900
	44	217,200	270,700	318,500	357,900	395,300	436,600
	45	218,100	272,400	319,700	359,700	396,000	437,400
	46	219,200	274,000	320,900	361,100	396,700	438,200
	47	220,200	275,600	322,100	362,600	397,400	438,600
	48	221,200	277,200	323,300	364,000	398,100	439,300

再任職
用員及
び任期
付職員
以外職
員の

49	222, 100	278, 700	324, 300	365, 000	398, 700	439, 800
50	223, 200	280, 300	325, 300	366, 100	399, 300	440, 200
51	224, 300	281, 900	326, 200	367, 200	399, 800	440, 600
52	225, 100	283, 400	327, 200	368, 300	400, 200	441, 000
53	225, 700	285, 000	328, 100	369, 200	400, 600	441, 400
54	226, 800	286, 500	328, 800	369, 800	400, 900	441, 800
55	227, 500	287, 900	329, 600	370, 600	401, 200	442, 200
56	228, 400	289, 400	330, 400	371, 400	401, 500	442, 500
57	229, 200	290, 800	331, 000	372, 200	401, 800	442, 800
58	230, 100	292, 200	331, 500	373, 000	402, 100	443, 200
59	230, 900	293, 700	332, 100	373, 800	402, 400	443, 500
60	231, 800	295, 200	332, 600	374, 600	402, 700	443, 800
61	232, 800	296, 500	333, 100	375, 500	403, 000	444, 100
62	233, 700	298, 000	333, 300	376, 200	403, 300	
63	234, 600	299, 300	333, 900	376, 900	403, 600	
64	235, 400	300, 800	334, 500	377, 600	403, 900	
65	236, 300	302, 000	334, 800	377, 900	404, 200	
66	237, 300	303, 300	335, 300	378, 500	404, 500	
67	238, 500	304, 400	335, 800	379, 100	404, 800	
68	239, 600	305, 700	336, 300	379, 800	405, 100	
69	240, 600	306, 600	336, 800	380, 200	405, 300	
70	241, 700	307, 700	337, 300	380, 900	405, 600	
71	242, 800	308, 900	337, 700	381, 500	405, 900	
72	243, 700	310, 100	338, 200	382, 100	406, 200	
73	244, 500	311, 400	338, 400	382, 500	406, 400	
74	245, 600	312, 100	338, 900	383, 100	406, 700	
75	246, 700	312, 800	339, 400	383, 700	407, 000	
76	247, 700	313, 400	339, 900	384, 300	407, 200	
77	248, 600	314, 200	340, 200	384, 700	407, 400	
78	249, 600	314, 900	340, 600	385, 200		
79	250, 600	315, 600	341, 100	385, 700		
80	251, 600	316, 300	341, 500	386, 300		
81	252, 500	316, 600	341, 700	386, 800		
82	253, 200	316, 900	342, 000	387, 200		
83	254, 200	317, 500	342, 500	387, 600		
84	255, 200	317, 800	342, 900	388, 000		
85	256, 000	318, 200	343, 200	388, 200		
86	256, 800	318, 500	343, 500	388, 400		
87	257, 600	318, 900	344, 000	388, 700		
88	258, 500	319, 200	344, 400	389, 000		
89	259, 200	319, 700	344, 700	389, 200		
90	260, 000	320, 100	345, 100	389, 500		
91	260, 800	320, 400	345, 500	389, 800		
92	261, 600	320, 700	345, 700	390, 000		
93	262, 200	321, 200	346, 000	390, 200		
94	262, 900	321, 600				
95	263, 400	321, 800				
96	264, 100	322, 200				
97	264, 800	322, 600				
98	265, 500	323, 000				
99	266, 200	323, 400				
100	266, 900	323, 800				
101	267, 400	324, 000				
102	267, 900	324, 300				
103	268, 300	324, 600				
104	268, 800	324, 900				

105	268,900	325,300				
106	269,200	325,500				
107	269,500	325,800				
108	269,800	326,200				
109	270,200	326,600				
110	270,500	326,900				
111	270,900	327,300				
112	271,200	327,600				
113	271,500	327,900				
114	271,800	328,300				
115	272,100	328,600				
116	272,500	328,800				
117	272,800	328,900				
118	273,100	329,300				
119	273,500	329,700				
120	273,900	330,100				
121	274,100	330,300				
122	274,300					
123	274,700					
124	275,000					
125	275,200					
126	275,500					
127	275,900					
128	276,300					
129	276,500					
130	276,900					
131	277,300					
132	277,600					
133	277,800					
134	278,100					
135	278,500					
136	278,800					
137	279,000					
138	279,300					
139	279,600					
140	279,900					
141	280,100					
142	280,300					
143	280,500					
144	280,800					
145	281,200					
146	281,400					
147	281,700					
148	282,000					
149	282,300					
150	282,500					
151	282,800					
152	283,000					
153	283,300					
再任用職員	200,700	240,200	254,500	287,600	314,300	356,000
任期付職員	168,000					

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 山梨県職員給与条例の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項第一号中「百分の九十」を「百分の八十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改め、同項第二号中「百分の四十二・五」を「百分の四十」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十」に改める。

第三条 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

(山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)
第三条 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表中「三七二、〇〇〇円」を「三七二、〇〇〇円」に、「四一九、〇〇〇円」を「四二〇、〇〇〇円」に改める。

第八条第二項中「及び」を「とあるのは「百分の百五十七・五」と、「」に、「百分の百五十七・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第四条 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「とあるのは「百分の百五十七・五」と、「」を「及び」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

附則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の山梨県職員給与条例(以下この項及び次条において「改正後の条例」という。)の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。ただし、「改正後の条例」という。)の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

3 第三条の規定による改正後の山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(次条において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

(給与の内払)

第二条 改正後の条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の山梨県職員給与条例又は第三条の規定による改正前の山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十八年十二月二十二日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第五十七号

山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(山梨県学校職員給与条例の一部改正)

第一条 山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「扶養親族」を「前項の扶養親族」に、「もので」を「者で」に、「主として」を「主として」に改め、同項第一号中「もの」を「者」に改め、同項第二号中「及び孫」を削り、同項第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫
第十二条第三項中「扶養親族」を「扶養親族(次条第三項において「扶養親族たる配偶者」という。)に、「から第五号までの扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」を「に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については一人につき九千円(教育職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち一人については一万千円)、同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族(次条第一項第三号及び第四号並びに第三項において「扶養親族たる父母等」に改め、「配偶者」の下に「及び扶養親族たる子」を加え、同条第四項中「以下」の下に「この項及び次条第三項第三号において」を加える。

第十三条第一項中「該当する事実」を「掲げる事実」に改め、同項第二号中「前条第二項第二号又は第四号」を「扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号」に改め、同項第三号及び第四号中「扶養親族たる子、父母等」を「扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等」に改め、同条第二項中「扶養親族がない教育職員に前項第一号」を「教育職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその教育職員に同項第一号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合又は扶養手当を受けている教育職員について第一項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合において、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であ

るときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある教育職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教育職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている教育職員のうち扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある教育職員が配偶者のない教育職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教育職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない教育職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

- 一 扶養手当を受けている教育職員に更に第一号に掲げる事実が生じた場合
- 二 扶養手当を受けている教育職員の扶養親族で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合
- 三 教育職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

第十三条の二第二項中「百分の三・三」を「百分の三・五」に改める。

第二十二条の四第二項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「百分の八十」を「百分の九十」に、「百分の百」を「百分の百十」に改め、同項第二号中「百分の三十七・五」を「百分の四十二・五」に、「百分の四十七・五」を「百分の五十二・五」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一 (第五条関係)

教育職給料表 (一)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 155,200	円 199,500	円 260,000	円 328,200	円 416,100
	2	156,700	201,200	262,500	330,400	417,900
	3	158,200	202,900	264,800	332,700	419,700
	4	159,700	204,600	267,100	334,800	421,400
	5	161,400	206,400	269,700	337,100	422,900
	6	163,300	208,100	272,100	339,300	424,400
	7	165,100	209,800	274,300	341,600	426,300
	8	166,900	211,400	276,500	343,900	428,200
	9	168,700	213,200	278,800	345,800	430,000
	10	170,800	215,100	281,100	347,900	431,800
	11	172,800	217,000	283,500	350,100	433,700
	12	174,800	218,900	285,700	352,200	435,500
	13	176,800	220,600	288,100	354,300	437,200
	14	179,000	222,600	290,200	356,300	439,100
	15	181,200	224,600	292,100	358,300	440,900
	16	183,400	226,600	294,100	360,300	442,800
	17	185,700	228,500	296,300	362,100	444,500
	18	188,300	231,200	298,800	364,000	446,300
	19	190,800	233,900	301,300	366,000	448,100
	20	193,300	236,600	304,000	368,000	449,900
	21	195,800	239,200	306,300	369,700	451,500
	22	197,500	242,000	308,900	371,600	453,200
	23	199,200	244,600	311,200	373,500	455,100
	24	200,900	247,300	313,900	375,400	456,800
	25	202,400	249,800	316,500	376,800	458,500
	26	204,100	252,300	318,800	378,600	460,100
	27	205,800	254,800	321,200	380,400	461,700
	28	207,400	257,100	323,400	382,300	463,200
	29	208,900	259,800	325,700	384,200	464,700
	30	210,600	262,200	327,700	386,100	466,000
	31	212,300	264,400	329,900	388,000	467,300
	32	214,000	266,600	332,100	390,000	468,600
	33	215,600	268,800	334,100	391,700	469,800
	34	217,400	271,000	336,200	393,400	470,500
	35	219,200	273,200	338,400	395,000	471,200
	36	221,000	275,200	340,500	396,800	471,900
	37	222,600	277,500	342,600	398,000	472,500
	38	224,400	279,500	344,700	399,500	
	39	226,200	281,400	346,900	400,900	
	40	228,000	283,400	349,000	402,300	
	41	229,700	285,200	351,100	404,000	
	42	231,400	287,600	353,200	405,400	
	43	233,000	289,900	355,200	406,700	
	44	234,600	292,400	357,300	408,200	
	45	236,200	294,500	359,200	409,800	
	46	237,600	297,000	361,200	411,100	
	47	238,900	299,300	363,200	412,600	
	48	240,100	302,000	365,200	414,200	
	49	241,600	304,400	366,900	415,900	
	50	243,100	306,800	368,700	417,300	
	51	244,300	309,300	370,600	418,900	
	52	245,800	311,600	372,600	420,400	

再任職員及び任期職員以外の職員

53	247,000	313,900	374,500	422,100
54	248,200	316,100	376,300	423,600
55	249,600	318,200	378,100	425,200
56	250,700	320,400	379,800	426,800
57	252,000	322,600	381,300	428,300
58	253,100	324,700	382,900	429,800
59	254,200	326,900	384,600	431,000
60	255,400	328,900	386,300	432,200
61	256,700	331,000	387,500	433,400
62	258,000	333,100	388,900	434,700
63	259,400	335,300	390,300	436,000
64	260,600	337,500	391,600	437,200
65	261,900	339,400	393,000	438,400
66	263,400	341,600	394,200	439,600
67	264,900	343,700	395,600	440,800
68	266,600	345,900	397,000	442,000
69	268,100	347,800	398,300	443,200
70	269,500	349,700	399,600	444,400
71	270,900	351,800	401,000	445,600
72	272,300	353,800	402,300	446,800
73	273,400	355,500	403,600	447,900
74	274,800	357,400	405,000	448,500
75	276,200	359,200	406,400	449,000
76	277,400	361,100	407,700	449,500
77	278,800	363,000	408,900	450,000
78	280,000	364,700	410,100	
79	281,200	366,400	411,400	
80	282,400	368,000	412,800	
81	283,500	369,500	414,100	
82	284,700	371,000	415,300	
83	285,900	372,500	416,300	
84	287,100	373,900	417,500	
85	288,300	375,000	418,700	
86	289,400	376,400	419,900	
87	290,500	377,800	421,100	
88	291,700	379,100	422,100	
89	292,900	380,400	423,200	
90	294,000	381,700	424,200	
91	295,200	382,900	425,200	
92	296,400	384,200	426,200	
93	297,100	385,500	427,100	
94	298,100	386,600	427,900	
95	299,200	387,900	428,700	
96	300,400	389,100	429,500	
97	301,400	390,500	430,300	
98	302,500	391,500	430,700	
99	303,500	392,600	431,100	
100	304,600	393,600	431,500	
101	305,500	394,500	431,900	
102	306,600	395,500	432,200	
103	307,700	396,600	432,500	
104	308,700	397,700	432,800	
105	309,300	398,400	433,100	
106	310,200	399,300	433,400	
107	311,000	400,200	433,700	
108	311,800	401,100	433,900	
109	312,700	401,900	434,100	
110	313,100	402,800		
111	313,500	403,600		
112	314,000	404,400		
113	314,600	405,000		
114	315,000	405,700		
115	315,500	406,400		
116	316,000	407,100		

	117	316,600	407,700			
	118	317,100	408,200			
	119	317,500	408,600			
	120	318,000	409,000			
	121	318,500	409,400			
	122	318,900	409,700			
	123	319,400	410,000			
	124	319,900	410,200			
	125	320,500	410,400			
	126	320,800	410,700			
	127	321,100	411,000			
	128	321,400	411,200			
	129	321,600	411,400			
	130	321,900	411,700			
	131	322,200	412,000			
	132	322,500	412,200			
	133	322,700	412,400			
	134	322,900	412,700			
	135	323,100	413,000			
	136	323,400	413,200			
	137	323,700	413,400			
	138	323,900	413,700			
	139	324,200	414,000			
	140	324,500	414,200			
	141	324,700	414,400			
	142	324,900	414,700			
	143	325,200	415,000			
	144	325,400	415,200			
	145	325,700	415,400			
	146	325,900				
	147	326,200				
	148	326,500				
	149	326,700				
	150	326,900				
	151	327,200				
	152	327,500				
	153	327,700				
再任用職員		233,200	273,500	302,200	330,300	414,400
任期付職員		199,500				

備考 (一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表（二）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	155,200	171,100	260,000	289,000	405,900
	2	156,700	173,200	262,500	291,600	407,400
	3	158,200	175,300	264,800	294,500	408,900
	4	159,700	177,500	267,100	297,000	410,400
	5	161,400	179,500	269,700	299,500	411,800
	6	163,300	181,700	272,100	301,900	413,200
	7	165,100	183,900	274,300	304,200	414,700
	8	166,900	186,100	276,500	306,600	416,300
	9	168,700	188,400	278,800	309,000	417,700
	10	170,800	191,200	281,100	311,600	419,100
	11	172,800	193,900	283,500	314,300	420,500
	12	174,800	196,600	285,700	317,200	421,800
	13	176,800	199,500	288,100	319,700	423,100
	14	179,000	201,200	290,200	321,700	424,500
	15	181,200	202,900	292,100	323,700	425,900
	16	183,400	204,600	294,100	326,000	427,300
	17	185,700	206,400	296,300	328,200	428,500
	18	188,300	208,100	298,800	330,400	429,800
	19	190,800	209,800	301,300	332,700	431,000
	20	193,300	211,400	304,000	334,800	432,300
	21	195,800	213,200	306,300	337,100	433,400
	22	197,500	215,100	308,900	339,300	434,600
	23	199,200	217,000	311,200	341,600	435,900
	24	200,900	218,900	313,900	343,900	437,200
	25	202,400	220,600	316,500	345,800	438,500
	26	204,000	222,600	318,800	347,600	439,700
	27	205,600	224,600	321,200	349,500	440,700
	28	207,100	226,600	323,400	351,400	441,800
	29	208,800	228,500	325,700	353,200	443,000
	30	210,500	231,200	327,700	355,000	443,800
	31	212,200	233,900	329,900	356,700	444,600
	32	213,900	236,600	332,100	358,600	445,500
	33	215,400	239,200	334,100	360,200	446,400
	34	217,100	242,000	336,200	361,900	446,900
	35	218,800	244,600	338,300	363,600	447,400
	36	220,500	247,300	340,300	365,400	447,900
	37	222,000	249,800	342,300	367,300	448,400
	38	223,700	252,300	344,200	368,800	
	39	225,400	254,800	346,200	370,300	
	40	227,100	257,100	348,100	371,900	
	41	228,700	259,800	349,900	373,100	
	42	230,400	262,200	351,700	374,500	
	43	232,000	264,400	353,500	375,900	
	44	233,600	266,600	355,200	377,400	
	45	235,300	268,800	357,000	378,900	
	46	236,800	271,000	358,700	380,500	
	47	238,200	273,200	360,200	382,100	
	48	239,600	275,200	361,800	383,600	

再任職
用員及
び任期
付員外
職の職
員

49	241,000	277,500	363,100	385,000
50	242,400	279,500	364,600	386,500
51	243,900	281,400	366,200	388,000
52	245,100	283,400	367,800	389,400
53	246,200	285,200	369,300	390,600
54	247,600	287,600	370,800	391,900
55	248,800	289,900	372,300	393,000
56	250,000	292,400	373,800	394,100
57	251,200	294,500	375,300	395,500
58	252,400	297,000	376,700	396,700
59	253,500	299,300	378,100	397,900
60	254,700	302,000	379,400	399,200
61	256,100	304,400	380,300	400,400
62	257,300	306,800	381,500	401,400
63	258,500	309,300	382,700	402,800
64	259,400	311,600	383,800	404,100
65	260,400	313,900	384,700	405,300
66	261,800	316,100	385,900	406,400
67	263,200	318,200	386,900	407,600
68	264,700	320,400	388,000	408,700
69	266,300	322,600	389,200	409,700
70	267,800	324,700	390,200	410,900
71	269,300	326,900	391,300	412,100
72	270,700	328,900	392,500	413,300
73	271,800	331,000	393,500	413,900
74	273,000	333,100	394,600	414,700
75	274,300	335,300	395,700	415,400
76	275,500	337,500	396,800	415,900
77	276,900	339,300	397,700	416,200
78	278,000	341,200	398,600	416,600
79	279,200	343,100	399,600	417,000
80	280,400	344,900	400,600	417,400
81	281,600	346,700	401,400	417,700
82	282,500	348,500	402,200	418,100
83	283,700	350,100	402,900	418,500
84	284,900	351,900	403,700	418,800
85	285,900	353,200	404,400	419,100
86	286,800	354,800	405,200	419,500
87	287,700	356,300	405,900	419,900
88	288,700	357,800	406,600	420,200
89	289,800	359,200	407,200	420,500
90	290,700	360,500	407,900	420,800
91	291,600	361,900	408,400	421,100
92	292,500	363,300	409,100	421,300
93	292,900	364,800	409,500	421,500
94	293,600	366,100	409,900	
95	294,300	367,400	410,200	
96	295,100	368,600	410,500	
97	295,900	369,600	410,800	
98	296,700	370,600	411,100	
99	297,500	371,600	411,400	
100	298,200	372,600	411,600	
101	299,100	373,500	411,800	
102	299,600	374,500	412,100	
103	300,100	375,500	412,400	
104	300,600	376,500	412,600	

105	300,800	377,300	412,800		
106	301,200	378,200	413,100		
107	301,500	379,100	413,400		
108	301,700	380,100	413,600		
109	301,900	380,900	413,800		
110	302,100	381,900			
111	302,400	382,900			
112	302,700	383,900			
113	302,900	384,500			
114	303,100	385,400			
115	303,300	386,300			
116	303,600	387,200			
117	303,900	388,000			
118	304,200	388,700			
119	304,500	389,500			
120	304,800	390,300			
121	304,900	390,900			
122	305,100	391,700			
123	305,400	392,400			
124	305,700	393,100			
125	305,900	393,700			
126		394,400			
127		394,900			
128		395,500			
129		396,200			
130		396,800			
131		397,300			
132		397,800			
133		398,100			
134		398,400			
135		398,700			
136		399,000			
137		399,300			
138		399,600			
139		399,900			
140		400,200			
141		400,500			
142		400,800			
143		401,100			
144		401,400			
145		401,600			
146		401,900			
147		402,200			
148		402,400			
149		402,600			
150		402,900			
151		403,200			
152		403,400			
153		403,600			
154		403,900			
155		404,200			
156		404,400			
157		404,600			
再任用職員	224,400	270,300	297,300	323,600	404,400
任期付職員	199,500				

備考 (一) この表は、中学校及び小学校に勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
(二) この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第三（第五条関係）

教育職給料表（三）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	178,200	213,000	272,600	343,300	476,200
	2	180,800	215,100	275,600	346,300	478,400
	3	183,400	217,200	278,400	349,400	480,600
	4	186,100	219,300	281,200	352,700	482,700
	5	188,800	221,200	284,100	355,600	484,600
	6	191,600	223,300	286,700	357,700	486,500
	7	194,400	225,400	289,000	360,000	488,400
	8	197,300	227,400	291,400	362,600	490,300
	9	200,200	229,600	293,900	365,100	492,300
	10	203,200	232,000	296,500	367,300	494,300
	11	206,100	234,400	298,900	369,600	496,200
	12	209,000	236,800	301,500	371,700	498,100
	13	211,700	239,000	303,800	373,800	499,800
	14	213,400	241,300	305,800	376,300	501,600
	15	215,200	243,600	307,900	378,800	503,400
	16	216,900	245,900	309,800	381,200	505,300
	17	218,600	248,200	312,200	383,400	507,000
	18	220,400	251,300	314,800	385,700	508,700
	19	222,200	254,400	317,200	388,100	510,500
	20	223,800	257,500	319,600	390,400	512,400
	21	225,700	260,300	322,100	392,800	514,000
	22	227,600	263,300	325,000	395,300	515,600
	23	229,600	266,200	327,700	398,000	517,200
	24	231,600	269,100	330,800	400,600	518,700
	25	233,400	271,900	333,600	403,100	520,200
	26	235,400	274,500	336,400	405,600	521,600
	27	237,300	277,000	339,100	408,000	523,000
	28	239,300	279,700	342,000	410,500	524,300
	29	241,100	282,600	344,800	412,400	525,400
	30	243,000	284,800	347,300	414,900	526,400
	31	245,000	286,800	349,900	417,300	527,400
	32	247,000	289,000	352,300	419,700	528,400
	33	248,800	291,100	354,800	421,500	529,200
	34	250,800	293,200	357,000	423,800	530,000
	35	252,700	295,400	359,300	426,000	530,900
	36	254,600	297,400	361,400	428,300	531,800
	37	256,200	299,400	363,700	430,500	532,600
	38	257,900	301,300	365,800	432,700	533,500
	39	259,400	303,000	368,100	435,000	534,100
	40	261,000	304,800	370,300	437,300	534,600
	41	262,700	306,600	372,500	439,700	535,200
	42	263,900	308,800	374,500	441,900	535,900
	43	264,800	310,900	376,600	444,300	536,600
	44	265,900	313,300	378,700	446,700	537,100

再任
用職
員及
び任
期付
職員
以外
の職
員

45	267,000	315,300	380,400	448,800	537,600
46	267,900	317,400	382,400	450,800	538,300
47	268,700	319,600	384,300	452,900	538,900
48	269,500	322,100	386,300	455,100	539,500
49	270,400	324,500	387,500	457,300	540,000
50	271,100	326,900	389,300	459,400	
51	271,800	329,200	391,000	461,700	
52	272,600	331,300	392,800	463,900	
53	273,500	333,600	393,900	465,700	
54	274,400	335,600	395,500	467,300	
55	275,300	337,500	397,000	469,000	
56	276,300	339,300	398,700	470,800	
57	277,100	341,200	400,100	472,200	
58	278,400	343,100	401,800	473,300	
59	279,500	345,000	403,400	474,400	
60	280,900	347,000	405,000	475,500	
61	282,100	348,800	406,300	476,600	
62	283,500	350,600	407,900	477,700	
63	284,800	352,500	409,400	478,800	
64	286,000	354,300	411,000	479,900	
65	287,100	356,200	412,400	480,900	
66	288,400	358,100	413,400	482,000	
67	289,700	359,900	414,400	483,000	
68	291,000	361,700	415,300	484,100	
69	292,400	363,300	416,300	485,000	
70	293,300	365,000	417,300	486,000	
71	294,300	366,800	418,400	487,000	
72	295,300	368,500	419,300	488,100	
73	296,400	369,900	420,000	489,000	
74	297,400	371,500	420,800	490,000	
75	298,500	372,900	421,800	491,000	
76	299,600	374,500	422,800	492,000	
77	300,400	376,200	423,800	492,900	
78	301,400	377,900	424,800	493,700	
79	302,300	379,500	425,800	494,600	
80	303,200	381,100	426,700	495,500	
81	304,000	382,600	427,400	496,300	
82	304,900	384,100	428,300	497,100	
83	305,800	385,600	429,200	497,900	
84	306,700	387,200	430,000	498,700	
85	307,300	388,200	430,900	499,200	
86	308,000	389,500	431,700	499,900	
87	308,700	390,900	432,500	500,700	
88	309,600	392,200	433,400	501,500	
89	310,500	393,600	434,100	502,200	
90	311,300	394,700	434,600	503,000	
91	312,100	395,800	435,200	503,600	
92	312,800	397,000	435,600	504,000	
93	313,500	397,800	436,100	504,500	
94	314,200	398,900	436,600	505,100	
95	314,900	400,000	437,000	505,600	
96	315,600	401,000	437,400	506,100	

	97	316,000	401,900	437,600	506,500		
	98	316,400	402,900	438,000			
	99	316,800	403,900	438,300			
	100	317,200	404,800	438,600			
	101	317,500	405,600	438,900			
	102	317,900	406,600	439,200			
	103	318,200	407,600	439,500			
	104	318,600	408,600	439,800			
	105	319,100	409,200	440,000			
	106	319,500	409,900	440,300			
	107	320,000	410,600	440,600			
	108	320,500	411,200	440,800			
	109	320,900	411,700	441,000			
	110	321,400	412,100	441,300			
	111	321,800	412,400	441,600			
	112	322,300	412,700	441,800			
	113	322,600	412,900	442,000			
	114	323,100	413,200				
	115	323,500	413,500				
	116	324,000	413,800				
	117	324,300	414,000				
	118	324,700	414,300				
	119	325,200	414,600				
	120	325,700	414,800				
	121	325,900	415,000				
	122	326,300	415,300				
	123	326,800	415,600				
	124	327,100	415,800				
	125	327,300	416,000				
	126	327,600					
	127	328,100					
	128	328,600					
	129	328,800					
	130	329,200					
	131	329,700					
	132	330,100					
	133	330,300					
	134	330,700					
	135	331,200					
	136	331,400					
	137	331,700					
	138	332,100					
	139	332,500					
	140	332,900					
	141	333,400					
再任用職員		246,900	292,500	309,900	374,800	468,200	
任期付職員		211,700					

備考 この表は、宝石美術専門学校に勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 山梨県学校職員給与条例の一部を次のように改正する。

第二十二條の四第二項第一号中「百分の九十」を「百分の八十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改め、同項第二号中「百分の四十二・五」を「百分の四十」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十」に改める。

第三条 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

(山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)
第三条 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「及び」を「とあるのは「百分の百五十七・五」と、「」に、「百分の百五十七・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第四条 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「とあるのは「百分の百五十七・五」と、「」を「及び」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

附則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の山梨県学校職員給与条例(以下この項及び次条において「改正後の条例」という。)の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。ただし、改正後の条例第二十二條の四第二項の規定は、同年十二月一日から適用する。

3 第三条の規定による改正後の山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(次条において「改正後の任期付職員条例」という。)第八条第三項の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

(給与の内払)

第二条 改正後の条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の山梨県学校職員給与条例又は第三条の規定による改正前の山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する

る条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第五十八号

山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(山梨県警察職員給与条例の一部改正)

第一条 山梨県警察職員給与条例(昭和二十九年山梨県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第二号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第十四条第二項中「掲げる扶養親族に」を「該当する扶養親族(次条第三項において「扶養親族たる配偶者」という。)に、「から第五号までに掲げる扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」を「に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については一人につき九千円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち一人については一万千円)、同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族(次条第一項第三号及び第四号並びに第三項において「扶養親族たる父母等」に改め、「配偶者」の下に「及び扶養親族たる子」を加え、同条第三項中「以下」の下に「この項及び次条第三項第三号において」を加える。

第十五条第一項中「該当する事実」を「掲げる事実」に、「直ちに、その」を「直ちにその」に改め、同項第二号中「前条第一項第二号又は第四号」を「扶養親族たる子又は前条第一項第三号若しくは第五号」に改め、同項第三号及び第四号中「扶養親族たる子、父母等」を「扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等」に改め、同条第二項中「扶養親族がない職員に前項第一号」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第一号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に、「すべて」を「全て」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合又は扶養手当を受けている職員について第一項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族た

る配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

一 扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合

二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合

三 職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

第十五条の二第二項中「百分の三・三」を「百分の三・五」に改める。

第三十一条第二項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「百分の八十」を「百分の九十」に、「百分の百」を「百分の百十」に改め、同項第二号中「百分の三十七・五」を「百分の四十二・五」に、「百分の四十七・五」を「百分の五十二・五」に改める。

別表第一を次のように改める。

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	164,900	180,600	207,100	247,100	290,800	317,300	345,900	380,700	422,000
	2	166,600	182,400	209,100	248,900	292,800	319,500	348,100	382,900	423,800
	3	168,400	184,200	211,100	250,700	294,900	321,800	350,400	385,000	425,700
	4	170,100	186,000	213,100	252,500	297,200	323,900	352,600	387,100	427,600
	5	171,600	187,900	215,100	254,200	299,000	326,200	354,600	388,900	429,000
	6	173,500	190,200	217,100	256,000	301,200	328,400	356,700	390,900	430,700
	7	175,300	192,500	219,100	257,600	303,300	330,700	358,900	392,700	432,300
	8	177,200	194,800	221,000	259,300	305,500	332,900	361,100	394,500	433,800
	9	178,900	197,000	223,100	260,700	307,500	334,800	363,000	396,300	435,400
	10	180,600	199,600	224,900	262,300	309,700	337,100	365,200	398,300	437,100
	11	182,300	202,100	226,700	263,600	312,000	339,300	367,300	400,300	438,700
	12	184,000	204,600	228,500	264,900	314,100	341,600	369,500	402,400	440,300
	13	185,900	206,900	230,400	266,500	316,200	343,600	371,500	404,100	441,400
	14	188,000	208,700	232,300	267,900	318,500	345,700	373,600	406,200	443,000
	15	190,100	210,500	234,200	269,000	320,700	347,900	375,800	408,200	444,800
	16	192,200	212,300	236,100	270,300	322,900	350,000	377,900	410,300	446,600
	17	194,400	214,200	237,700	271,300	324,800	352,200	379,600	412,000	448,200
	18	196,800	216,100	239,500	272,700	327,100	354,200	381,600	413,700	450,000
	19	199,200	218,000	241,300	274,100	329,200	356,300	383,500	415,400	451,800
	20	201,600	219,800	243,100	275,500	331,500	358,400	385,500	417,000	453,500
	21	204,100	221,500	244,700	276,800	333,500	360,300	387,300	418,700	455,100
	22	205,900	223,300	246,100	278,200	335,500	362,300	389,400	420,300	456,800
	23	207,700	225,100	247,300	279,500	337,600	364,300	391,500	421,700	458,400
	24	209,500	226,900	248,600	281,000	339,600	366,400	393,500	423,200	460,200
	25	211,400	228,600	249,900	282,200	341,600	368,200	395,200	424,500	461,700
	26	213,200	230,300	251,200	284,100	343,700	370,200	397,200	425,900	463,100
	27	215,000	232,000	252,500	286,100	345,700	372,200	399,300	427,400	464,600
	28	216,700	233,700	253,700	288,100	347,700	374,200	401,400	429,000	465,900
	29	218,600	235,100	254,900	290,000	349,700	376,100	402,900	430,300	467,100
	30	220,400	236,900	256,000	292,000	351,800	378,200	404,700	432,000	467,800
	31	222,200	238,700	257,300	293,800	353,800	380,300	406,400	433,700	468,500
	32	224,000	240,500	258,400	295,700	355,900	382,300	408,100	435,300	469,200
	33	225,700	241,900	259,100	297,500	357,500	384,200	409,800	436,700	469,700
	34	227,400	243,400	260,300	299,300	359,500	386,300	411,300	438,400	470,500
	35	229,100	244,700	261,400	301,200	361,400	388,400	412,900	440,100	471,200
	36	230,800	246,100	262,600	303,000	363,500	390,300	414,400	441,700	471,800
	37	232,200	247,400	263,500	304,800	365,400	392,000	415,700	443,100	472,100
	38	234,000	248,700	264,700	306,700	367,500	393,500	417,200	443,800	472,700
	39	235,800	249,900	265,700	308,600	369,500	394,800	418,700	444,500	473,200
	40	237,600	251,100	266,700	310,300	371,500	396,200	420,200	445,200	473,700
	41	239,000	252,300	267,900	312,200	373,500	397,400	421,700	445,600	474,200
	42	240,400	253,500	269,300	314,000	375,600	398,500	423,000	446,200	474,600
	43	241,700	254,600	270,600	315,900	377,700	399,500	424,300	446,900	475,000
	44	242,900	255,700	271,800	317,800	379,700	400,500	425,500	447,500	475,400
	45	244,200	256,600	272,900	319,500	381,400	401,700	426,500	448,300	475,700
	46	245,300	257,700	274,400	321,400	383,100	402,900	427,200	449,000	
	47	246,300	258,800	275,900	323,300	384,700	404,000	428,000	449,500	
	48	247,200	260,000	277,500	325,100	386,400	405,200	428,800	450,000	

再任職及び
任用員及び
任期付職員
以外
の職員

49	248,100	260,900	279,300	326,700	387,800	406,500	429,300	450,500
50	249,200	262,100	281,000	328,300	388,800	407,300	429,700	450,800
51	250,400	263,100	282,700	329,800	389,800	408,100	430,100	451,100
52	251,500	264,200	284,200	331,500	390,800	408,800	430,400	451,500
53	252,300	265,400	285,700	333,100	392,100	409,300	430,700	451,900
54	253,500	266,400	287,500	334,800	393,200	410,000	431,100	452,100
55	254,400	267,800	289,200	336,600	394,300	410,700	431,400	452,400
56	255,600	269,000	290,900	338,400	395,500	411,300	431,700	452,600
57	256,600	270,000	292,500	339,500	396,800	412,000	432,000	453,000
58	257,600	271,600	294,200	341,200	397,600	412,400	432,300	453,200
59	258,400	273,000	296,000	342,800	398,400	413,000	432,600	453,400
60	259,400	274,600	297,800	344,400	399,100	413,600	432,900	453,600
61	260,500	276,200	299,200	346,000	399,600	414,000	433,200	454,000
62	261,500	277,800	301,000	347,700	400,300	414,600	433,500	
63	262,600	279,400	302,800	349,400	401,000	415,100	433,800	
64	263,500	280,900	304,500	351,100	401,700	415,600	434,100	
65	264,600	282,400	306,000	352,700	402,000	416,100	434,400	
66	265,800	283,800	307,700	354,300	402,700	416,700	434,700	
67	267,000	285,300	309,200	355,900	403,400	417,100	435,000	
68	268,300	286,700	310,900	357,500	404,000	417,600	435,300	
69	269,500	288,300	312,400	358,700	404,400	418,000	435,500	
70	270,900	289,800	313,800	360,100	404,900	418,300	435,800	
71	272,300	291,400	315,300	361,400	405,500	418,600	436,100	
72	273,600	293,000	316,800	362,800	406,000	418,900	436,400	
73	274,900	294,200	317,700	364,000	406,500	419,200	436,600	
74	276,300	295,600	319,300	365,200	406,900	419,500	436,900	
75	277,700	297,100	320,800	366,500	407,400	419,800	437,200	
76	278,900	298,600	322,500	367,800	407,900	420,100	437,500	
77	280,100	299,700	324,300	369,100	408,400	420,300	437,700	
78	281,300	301,200	326,000	370,300	408,900	420,600	438,000	
79	282,500	302,500	327,600	371,500	409,500	420,900	438,300	
80	283,600	304,000	329,200	372,700	410,000	421,200	438,600	
81	284,700	305,400	330,900	373,900	410,400	421,400	438,800	
82	285,900	306,800	332,600	375,100	411,000	421,700	439,100	
83	287,200	308,100	334,200	376,200	411,500	422,000	439,400	
84	288,500	309,500	335,900	377,400	411,700	422,200	439,700	
85	289,700	310,600	337,300	378,500	412,000	422,400	439,900	
86	290,900	312,100	338,800	379,100	412,500	422,700		
87	292,000	313,400	340,300	379,600	412,800	423,000		
88	293,200	314,900	341,800	380,200	413,100	423,200		
89	294,300	316,400	343,100	380,800	413,400	423,400		
90	295,500	317,900	344,300	381,400	413,800	423,700		
91	296,600	319,300	345,600	382,000	414,200	424,000		
92	297,800	320,800	346,900	382,600	414,600	424,200		
93	298,500	322,100	348,300	382,900	414,900	424,400		
94	299,800	323,400	349,800	383,400				
95	300,900	324,800	351,300	384,000				
96	302,200	326,100	352,800	384,500				
97	303,300	327,300	354,100	384,900				
98	304,500	328,600	355,300	385,300				
99	305,700	329,900	356,400	385,900				
100	306,900	331,200	357,600	386,400				

101	308,100	332,600	358,700	386,800					
102	309,100	333,500	359,800	387,300					
103	310,200	334,600	360,900	387,900					
104	311,200	335,800	362,100	388,400					
105	312,000	336,900	363,300	388,700					
106	312,600	338,000	363,800	389,100					
107	313,200	339,000	364,400	389,600					
108	313,900	340,100	365,000	389,900					
109	314,400	341,300	365,600	390,200					
110	314,900	342,300	366,100	390,700					
111	315,400	343,300	366,600	391,200					
112	316,000	344,200	367,100	391,700					
113	316,800	345,100	367,500	392,000					
114	317,500	346,000	367,900	392,500					
115	318,200	347,000	368,500	393,000					
116	318,900	348,000	369,000	393,500					
117	319,500	349,000	369,400	393,800					
118	320,300	349,500	369,900	394,300					
119	321,000	350,100	370,500	394,800					
120	321,800	350,700	371,000	395,300					
121	322,400	351,000	371,100	395,700					
122	322,700	351,400	371,700	396,200					
123	323,200	351,900	372,200	396,600					
124	323,700	352,300	372,600	397,100					
125	324,000	352,700	373,100	397,500					
126		353,100	373,600						
127		353,600	374,100						
128		354,000	374,600						
129		354,400	374,900						
130			375,400						
131			375,900						
132			376,400						
133			376,700						
134			377,200						
135			377,600						
136			378,000						
137			378,300						
138			378,800						
139			379,300						
140			379,800						
141			380,100						
再任用職員	240,700	252,400	256,500	287,800	304,300	318,400	342,000	377,100	408,700
任期付職員	171,600								

備考 この表は、警察官である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 山梨県警察職員給与条例の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項第一号中「百分の九十」を「百分の八十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改め、同項第二号中「百分の四十二・五」を「百分の四十」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十」に改める。

第三条 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

(山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)
山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「及び」を「とあるのは「百分の百五十七・五」と、「」に、「百分の百五十七・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第四条 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「とあるのは「百分の百五十七・五」と、「」を「及び」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

附則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の山梨県警察職員給与条例(以下この項及び次条において「改正後の条例」という。)の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。ただし、改正後の条例第三十一条第二項の規定は、同年十二月一日から適用する。

3 第三条の規定による改正後の山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(次条において「改正後の任期付職員条例」という。)第八条第四項の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

(給与の内払)

第二条 改正後の条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の山梨県警察職員給与条例又は第三条の規定による改正前の山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第五十九号

山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

山梨県職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第十条第五項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第二号中「第三十七条の四第三項前段」を「第三十七条の四第三項」に改め、同条第六項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第十一項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 求職活動に伴い雇用保険法第五十九条第一項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第二項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第十条第十五項中「第七項」を「第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第五項又は第六項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して一年を経過していないものを含む。)及び第七項」に、「これら」を「第七項又は第八項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 退職職員(退職した山梨県職員の退職手当に関する条例第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)であつて、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十七号)第二条の規定による改正前の雇用保険法第六条第一号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の山梨県職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第十条第五項又は第六項の勤続期間を計算する場合における山梨県職員の退職手当に関する条例第七条の規定の適用については、同条第一項中「在职期間」とあるのは「在职期間(雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十七号)の施行の日(以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。)前の在职期間を有

する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続きいた在職期間」と、同条第二項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零）」とする。

第三条 新条例第十条第十一項（第六号に係る部分に限り、同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の山梨県職員の退職手当に関する条例（以下この条及び附則第五条において「旧条例」という。）第十条第十一項第六号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前一年以内に旧条例第十条第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新条例第十条第五項から第八項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

第四条 新条例第十条第十五項において準用する同条第十一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する新条例第十条第十一項第四号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

第五条 施行日前に旧条例第十条第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者（施行日以後に新条例第十条第五項から第八項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者を除く。）に対する新条例第十条第十一項第五号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第六十号

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

山梨県警察関係手数料条例（平成十二年山梨県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「別表第六の二十二の項」を「別表第六の二十三の項」に改め、同条第四項中「別表第六の二十四の項」を「別表第六の二十五の項」に改める。

別表第六の十一の項中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「七千四百円」を「七千五百円」に改め、同表十二の項中「又は中型自動車仮運転免許」を「、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許」に、「三千六百五十円」を「四千五十円」に、「六千六百五十円」を「六千七百円」に改め、同表

十三の項中

普通自動車免許に係る再試験
千九百五十円（法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、二千八百五十円）

準中型自動車免許に係る再試験	二千円（法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、四千六百五十円）	に改
普通自動車免許に係る再試験	千九百五十円（法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、二千八百五十円）	に改

め、同表二十三の項中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「二万三千四百五十円」を「二万三千百円」に改め、同表二十五の項中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「一万四千九百

大型自動車免許又は中型

五十円」を「一万四千六百円」に改め、同表二十七の項中

許に係る講習

自動車免 講習一時間について四千六百五十円

を

大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習）
 あつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。

準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者にするものを除く。）

に、

普通自動車免許に係る講習

許 習 け に)	講習一時間について四千五百円
普 対	講習一時間について三千四百円

講習一時間について二千五十円

を

準中型自動車免許に係る講習	講習一
普通自動車免許に係る講習	講習一

小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習

五千六百円	七条の二第
一条の四第	

時間について二千五百五十円

時間について二千五十円

に、

小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習

機能検査の
 のである場
 百円)

四千六百五十円

小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第九十七條の二第一項第三号イ、第一條の四第二項又は第一條の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）

小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第九十七條の二第一項第三号イ又は第一條の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）

五千六百五十円

小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第一條の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）

小型特殊自動車免許のみを受けて

二十円

<p>いる者に対する講習（法第九十七 条の二第一項第三号イ、第一百一 条の四第二項又は第一百一条の七第 四項の規定により認知機能検査の結 果に基づいて行うものを除く。）</p>	<p>小型特殊自動車免許のみを受けて いる者に対する講習（法第九十七 条の二第一項第三号イ又は第一百 一条の四第二項の規定により認知機 能検査の結果に基づいて行うもの に限る。）</p>	<p>小型特殊自動車免許のみを受けて いる者に対する講習（法第一百一 条の七第四項の規定により認知機能 検査の結果に基づいて行うものに 限る。）</p>
	<p>二千円（当該認知 が認知症のおそれ 他の認知機能が低 れがあることを示 閣府令で定める基 のにあつては、四</p>	<p>二千四百円</p>

<p>ては、七千五百</p>			<p>機能検査の結果 があることその 下しているおそ すものとして内 準に該当するも 千三百円）</p>	
----------------	--	--	--	--

に改め、同表三十の項中「千四百円」を「千五百円」に、「五千八

百円」を「四千六百五十円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその
他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準
に該当するものにあつては、七千五百五十円）」に改め、同表三十一の項中「二千七百

当該認知機能検
のおそれがある
機能が低下して
ことを示すもの
定める基準に該

五十円」を「二千六百五十円」に改める。

別表第七の一の項から六の項までの規定中「又は中型自動車免許」を、「中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同表備考一中「又は中型自動車免許」を、「中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「二千八百円」を「二千四百五十円」に改め、同表備考二中「又は中型自動車免許」を、「中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改める。

別表第八の一の項から六の項までの規定中「又は中型自動車免許」を、「中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同表備考一中「又は中型自動車免許」を、「中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「二千八百五十円」を「二千五百円」に改め、同表備考二中「又は中型自動車免許」を、「中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年三月十二日から施行する。

(再試験手数料等に係る経過措置)

2 次の各号のいずれかに該当する者(道路交通法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十号。以下この項において「改正法」という。))附則第二条第二号に規定する限定が解除された者を除く。)に対するこの条例による改正後の別表第六の十三の項及び二十七の項の規定の適用については、同表十三の項中「二千円」とあるのは「千九百五十円」と、「準中型自動車」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十号)による改正前の法の規定による普通自動車に相当する自動車の」と、「四千六百五十円」とあるのは「二千八百五十円」と、同表二十七の項中「二千五百円」とあるのは「二千五百円」とする。

一 改正法附則第二条の規定により改正法による改正後の道路交通法(昭和三十五年法律第五十号。次項において「新法」という。))第八十四条第三項の準中型自動車免許(次号において「準中型免許」という。))とみなされる改正法による改正前の道路交通法第八十四条第三項の普通自動車免許を受けている者

二 改正法附則第五条の規定により準中型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされて準中型免許を受けている者
(高齢者講習手数料等に係る経過措置)

3 新法第一条第一項の更新期間が満了する日(新法第一条の二第一項の規定による運転免許証の有効期間の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日)における年齢が七十歳以上の者であつて、当該日がこの条例の施行の日から起算して六月を経過した日前であるものに対する次に掲げる規定により行われる講習に係

る講習手数料については、この条例による改正後の別表第六の二十七の項、三十の項及び三十一の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 新法第一条の四第一項

二 道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成二十八年政令第二百五十八号)による改正後の道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)第三十七条の六の二第一項

山梨県条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第六十一号

山梨県条例等の一部を改正する条例

(山梨県条例の一部改正)

第一条 山梨県条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第六十八条の十一中「第七十四条の二十三第五項」を「第七十四条の二十三第六項」に、「第七十四条の二十四第四項」を「第七十四条の二十四第五項」に改める。

第八十九条中「第九十条第五項」を「第九十条第六項」に、「第九十一条第四項」を「第九十一条第五項」に改める。

第二百二条第一項第三号イ中「身体に障害を有し歩行が困難な者(以下)を「身体障害を有し、歩行が困難な者で規則で定めるもの又は日常生活を営むのに著しい支障がある者で規則で定めるもの」(以下この号及び第五項並びに第一百五十五条の二第一項第一号イにおいて)に、「精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。))」を「重度の知的障害又は精神障害を有し日常生活を営むのに著しい支障がある者で規則で定めるもの」に改め、同号イ(2)中「当該身体障害者等の」を「専ら当該身体障害者等の」に、「生計」を「住居及び生計」に改め、同号イ(3)中「当該身体障害者等の」に、「生計」を「住居及び生計」に改め、同号イ(3)中「当該身体障害者等の」を「専ら当該身体障害者等(」に、「のみ」を「のみ又は身体障害者等及び未成年者若しくは七十歳以上の者のみ」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 身体障害者等と住居及び生計を一にする者が取得する自動車で、次に掲げる場合における当該自動車の取得

(1) 専ら当該身体障害者等のために当該身体障害者等と住居及び生計を一にする者が運転する場合

(2) 専ら当該身体障害者等(身体障害者等及び未成年者若しくは七十歳以上の者のみで構成される世帯の身体障害者等に限定)のために当該身体障害者

等を常時介護する者が運転する場合

第二百二条第三項中「厚生労働大臣」を「知事」に、「生計」を「住居及び生計」に、「のみ」を「のみ若しくは身体障害者等及び未成年者若しくは七十歳以上の者のみ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定により減免する額は、次に掲げる額に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額を限度とする。

一 前項第一号、第二号及び第四号に掲げる自動車の取得にあつては、当該自動車の取得価額の

取得価額

二 前項第三号に掲げる自動車の取得にあつては、次に掲げる額

イ 当該自動車の取得価額が三百万円以下の場合、当該取得価額

ロ 当該自動車の取得価額が三百万円を超える場合は、三百万円（当該取得価額に身体障害者等の利用に供し、又は身体障害者等が運転するための構造変更に必要な額が含まれるときは、三百万円に当該構造変更に必要な額を加算した額）

三 前項第五号及び第六号に掲げる自動車の取得にあつては、当該自動車の取得価額のうち、身体障害者等の利用に供し、又は身体障害者等が運転するための構造変更に必要な額

3 第一項の規定による自動車取得税の減免を受けた者があるときは、当該減免の対象となつた自動車取得税に係る自動車の取得の日から一年以内に行つた当該自動車取得税に係る身体障害者等のための新たな自動車の取得に係る自動車取得税は、減免しないものとする。ただし、次に掲げる自動車の取得に対しては、この限りでない。

一 道路運送車両法第十五条第一項に規定する永久抹消登録（第二百二十条第一項において「永久抹消登録」という。）がされた自動車に代わる自動車の取得

二 震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかつた自動車に代わる自動車の取得

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める自動車の取得

第百十五条の二第一項第一号ロ中「当該身体障害者等の」を「専ら当該身体障害者等の」に、「生計」を「住居及び生計」に改め、同号ハ中「当該身体障害者等（」を「専ら当該身体障害者等（」に、「のみ」を「のみ又は身体障害者等及び未成年者若しくは七十歳以上の者のみ」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 身体障害者等と住居及び生計を一にする者が所有する自動車で、次に掲げるもの

イ 専ら当該身体障害者等のために当該身体障害者等と住居及び生計を一にする者が運転するもの

ロ 専ら当該身体障害者等（身体障害者等及び未成年者若しくは七十歳以上の者のみで構成される世帯の身体障害者等に限定する。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもの

第百十五条の二中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により減免できる額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 普通徴収の方法によつて徴収する自動車税（次号に掲げるものを除く。）次に掲げる額のうちいずれか少ない額

イ 当該自動車税の税額

ロ 四万五千円（法第百五十条第二項の規定により月割をもつて課する場合にあつては、四万五千円に第百七条に規定する賦課期日（第百十五条の五において「賦課期日」という。）の属する月から納税義務が消滅した月までの月数を乗じて得た額を十二で除して得た額）

二 法第百五十条第一項の規定により月割をもつて課する自動車税 次に掲げる額のうちいずれか少ない額

イ 当該自動車税の税額

ロ 四万五千円に納税義務が発生した月の翌月以後における当該年度の月数（法第百五十条第二項の規定により月割をもつて課する場合にあつては、納税義務が発生した月の翌月から納税義務が消滅した月までの月数）を乗じて得た額を十二で除して得た額

第百十五条の三第一項第一号中「生計」を「住居及び生計」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同条第三項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第百十五条の五第一号中「第百七条に規定する賦課期日（以下この条において「賦課期日」という。）」を「賦課期日」に改める。

第百二十条第一項中「第七条、第十二条、第十三条又は第十五条の規定による登録」を「第七条第一項に規定する新規登録、同法第十二条第一項に規定する変更登録若しくは移転登録又は永久抹消登録」に改め、同項第一号中「第十六条」を「第十六条第一項」に、「まつ消登録」を「一時抹消登録」に改める。

附則第六条の二第一項中「平成四十一年度」を「平成四十三年度」に、「平成三十一年」を「平成三十三年」に改め、同条第四項中「平成三十一年」を「平成三十三年」

目次中「第七節 自動車取得税（第九十条―第一百三條）」を「第七節 削除」に改める。

第三条第一号中 「自動車取得税 軽油引取税」を「軽油引取税」に改める。

第六条第二項第七号を次のように改める。

七 削除

第六条第二項第九号を次のように改める。

九 自動車税

イ 環境性能割 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七条、第十二条又は第十三条の規定による登録の申請書又は同法第六十七条の規定による自動車検査証の記入の申請書を提出する場所

ロ 種別割 自動車の主たる定置場の所在地。ただし、第百九条第二項の規定による証紙徴収の方法による場合には、道路運送車両法第七条、第十二条又は第十三条の規定による登録の申請書を提出する場所

第九条第二項、第十一条及び第十二条第二項中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第二章第七節を次のように改める。

第七節 削除

第九十条から第百三条まで 削除

第百十四条を次のように改める。

（自動車税の納税義務者等）

第百十四条 自動車税は、自動車に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によつて、当該自動車の所有者（所有者が法第百四十八条第一項の規定によつて自動車税を課することができないものである場合においては、その使用者）に種別割によつて、それぞれ課する。

2 前項に規定する「自動車」とは、道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車（自動車に付加して一体となつている物として政令で定めるものを含む。）のうち、同法第三条に規定する普通自動車及び同条に規定する小型自動車のうち三輪以上のものをいい、前項に規定する「自動車の取得者」には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他運行（道路運送車両法第二条第五項に規定する運行をいう。次条第三項及び第四項において同じ。）以外の目的に供するために自動車を取得した者として政令で定めるものを含まないものとする。

第百十四条の次に次の十七条を加える。

（自動車税のみならず課税）

第百十四条の二 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第一項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は前条第二項の政令で定める自動車を取得した者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下この節において「新規登録」という。）を受けた場合（当該新規登録前に第一項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する環境性能割の非課税）

第百十四条の三 次に掲げる自動車に対しては、環境性能割を課さない。

一 電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。）

二 天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で府令で定めるものをいう。）のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量（同法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この項及び第百十四条の七において同じ。）が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で府令で定めるもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので府令で定めるもの

三 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の府令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律

第九十七号) 第二条第十六項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので府令で定めるものをいう。)のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので府令で定めるものをいう。)

四 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、前号に掲げる自動車に該当するものを除く。第百十四条の七第一項第一号及び第二項第一号において同じ。)

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で府令で定めるもの(以下この号及び第百十四条の七において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。以下同じ。)が基準エネルギー消費効率(エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して府令で定めるエネルギー消費効率をいう。以下同じ。)であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項及び第百十四条の七第一項第一号イ(3)において「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この号及び第百十四条の七において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

五 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。第百十四条の七第一項第二号及び第二項第二号において同じ。)

イ 乗用車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で府令で定めるもの(以下この号及び第百十四条の七において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。)に適合するもの

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

二 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一

日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で府令で定めるもの(第百十四条の七第一項第二号ハ(1)及び第二項第二号ハ(1)において「平成二十八年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ホ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日(車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で府令で定めるもの(以下この号及び第百十四条の七において「平成二十一年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ヘ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

2 前項(第四号イ及びロに係る部分に限る。)の規定は、平成三十二年基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として府令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として府令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車(第百十四条の七第四項において「平成二十二年基準エネルギー消費効率算定自動車」という。)について準用する。この場合において、同号イ(3)中「平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項及び第百十四条の七第一項第一号イ(3)において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十」とあるのは「平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百六十五」と、同号ロ(3)中「平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第百十四条の七において「平成二十

七年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十」とあるのは「平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百五十」と読み替えるものとする。

(種別割の納税管理人)

第百十四条の四 種別割の納税義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所(以下この項において「住所等」という。)を有しない場合には、県内に住所等を有する者(個人にあつては独立の生計を有するものに限る。)のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から十五日以内に規則で定める様式によつて納税管理人申告書を知事に提出し、又は県外に住所等を有する者のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて規則で定める様式によつて納税管理人承認申請書を知事に同日から十五日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から十五日を経過した日とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る種別割の徴収の確保に支障のないことについて知事に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から十五日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(種別割の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第百十四条の五 前条第二項の認定を受けていない種別割の納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、知事が定める。

3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

(環境性能割の課税標準)

第百十四条の六 環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常要する価額として府令で定めるところにより算定した金額(第百十四条の八及び第百十四条の第十二項において「通常の取得価額」という。)とする。

(環境性能割の税率)

第百十四条の七 次に掲げる自動車(第百十四条の三第一項(同条第二項において準

用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に對して課する環境性能割の税率は、百分の一とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ニ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二 次に掲げる軽油自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ホ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

2 次に掲げる自動車（第百十四条の三第一項及び前項（第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に對して課する環境性能割の税率は、百分の二とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物

物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

二 次に掲げる軽油自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

<p>第一項第一号ロ(3)</p>	<p>平成二十七年基準エネルギー消費効率</p>	<p>平成二十二年基準エネルギー消費効率</p>	<p>第百十四条の三第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この号及び次項第一号イ(3)において「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百五十を乗じて得た数値</p>
<p>第一項第一号イ(3)</p>	<p>平成三十二年基準エネルギー消費効率</p>	<p>第百十四条の三第二項(これらの規定を次項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、百分の三とする。</p>	<p>第百十四条の三第二項(これらの規定を次項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける自動車に対して課する環境性能割の税率は、百分の三とする。</p>
<p>3</p>	<p>第百十四条の三第一項及び前二項(これらの規定を次項において準用する場合を含む。)</p>	<p>4</p>	<p>第一項(第一号イ及びロに係る部分に限る。)及び第二項(第一号イに係る部分に限る。)の規定は、平成二十二年基準エネルギー消費効率算定自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
<p>ホ</p>	<p>車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの</p> <p>(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。</p> <p>(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。</p>	<p>ニ</p>	<p>車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの</p> <p>(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。</p> <p>(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。</p> <p>(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。</p>

第二項第一号イ(3)	平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十八
------------	--------------------------	---------------------------

(環境性能割の免税点)
第百十四条の八 通常の取得価額が五十万円以下である自動車に対しては、環境性能割を課さない。

(環境性能割の徴収の方法)
第百十四条の九 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

(環境性能割の申告納付等)
第百十四条の十 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、府令で定める様式によつて、環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 一 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時
- 二 道路運送車両法第十三条第一項の規定による移転登録（以下この号及び第百二十一条第一項において「移転登録」という。）を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時）
- 三 前二号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）
- 四 前三号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から十五日を経過する日

2 自動車の取得者は、通常の取得価額が五十万円以下である場合又は当該自動車が法第五十条第一項各号に掲げる自動車である場合においては、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、府令で定める様式によつて、当該自動車の取得者が取得した自動車について必要な事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

(環境性能割の期限後申告及び修正申告納付)

第百十四条の十一 前条第一項の規定により同項に規定する申告書（以下この項及び次項並びに次条第一項及び第二項において「申告書」という。）を提出すべき者は、同項各号に規定する申告書の提出期限後においても、法第六十八条第四項の規定による決定の通知があるまでの間は、前条第一項の規定によつて申告納付することができる。

2 前条第一項若しくは前項若しくはこの項の規定により申告書若しくは修正申告書を提出した者又は法第六十八条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は環境性能割額について不足額がある場合には、遅滞なく、規則で定める様式によつて、次に掲げる事項を記載した修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した環境性能割額を納付しなければならない。

- 一 納税義務者の氏名又は名称及び住所
- 二 自動車を譲渡した者の氏名又は名称及び住所
- 三 自動車の取得がされた年月日
- 四 自動車の取得の原因
- 五 自動車の種類、用途、車名及び型式
- 六 自動車の定置場
- 七 取得がされた自動車に係る既に納付の確定した環境性能割額
- 八 取得がされた自動車に係る課税標準額及び環境性能割額
- 九 前号の環境性能割額に相当する金額から第七号の環境性能割額に相当する金額を控除した金額
- 十 その他知事において必要があると認める事項

(環境性能割の納付の方法等)
第百十四条の十二 環境性能割の納税義務者は、第百十四条の十一項又は前条の規定により環境性能割額を納付する場合（法第七十条の規定により当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、申告書又は前条第二項に規定する修正申告書（次項において「修正申告書」という。）に、証紙代金収納計器（以下「収納計器」という。）によつて表示される規則で定める印影（以下「収納印」という。）を受けることによつてしなければならない。

2 環境性能割の納税義務者は、収納印を受けることに代えてその額面金額に相当する現金を納付することができる。この場合においては、知事は、申告書又は修正申告書に規則で定める様式による納税済印を押さなければならない。

3 収納計器の取扱いについては、種別割に係る収納計器の取扱いの例による。

(環境性能割に係る不申告に関する過料)

第百十四条の十三 環境性能割の納税義務者が第百十四条の十の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、状況により、知事が定める。

3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

(領収書の不交付)
第百十四条の十四 収納印により徴収した環境性能割については、領収書は交付しない。

(譲渡担保財産に対して課する環境性能割の納税義務の免除等)

第百十四条の十五 知事は、譲渡により担保の目的となつている財産（以下この条において「譲渡担保財産」という。）の権利者（以下この条において「譲渡担保権者」という。）が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から六月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者（設定者が交代した場合に新たに設定者となる者を除く。）に当該譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者が取得した当該譲渡担保財産に対する環境性能割に係る徴収金の納税義務を免除するものとする。

2 知事は、自動車の取得者から環境性能割について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から六月以内の期間に限つて、当該自動車に対する環境性能割に係る徴収金の徴収を猶予するものとする。

3 知事は、前項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る環境性能割について第一項の規定の適用がないことが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた環境性能割に係る徴収金を納付しなければならない。

4 知事は、環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該環境性能割について第一項の規定の適用があることとなつたときは、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。

5 第二項の申告をする者は、規則で定める様式によつて、次に掲げる事項を記載した申告書に当該申告が真実であることを証する書類を添付して、第百十四条の十第一項又は第百十四条の十一の規定により申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

一 申告者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない

個人にあつては住所及び氏名、法人番号を有しない法人又は団体にあつては住所及び名称）

二 自動車の種類、用途、車名及び型式

三 譲渡担保財産の設定年月日

四 理由

五 その他知事において必要があると認める事項

6 第四項の申請をする者は、規則で定める様式によつて、次に掲げる事項を記載した申請書に当該申請が真実であることを証する書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

一 申請者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては住所及び氏名、法人番号を有しない法人又は団体にあつては住所及び名称）

二 自動車の種類、用途、車名及び型式

三 譲渡担保財産の設定年月日

四 年度、環境性能割額及び納付年月日

五 還付を受けべき金額

六 その他知事において必要があると認める事項

(自動車の返還があつた場合の環境性能割の納付義務の免除等)

第百十四条の十六 知事は、自動車販売業者から自動車の取得をした者（以下この条において「自動車の取得をした者」という。）が、当該自動車の性能が良好でないことその他当該自動車の車体の塗色等が当該自動車の取得に係る契約の内容と異なることにより、当該自動車の取得の日から一月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還した場合には、当該自動車の取得をした者が取得した自動車に対する環境性能割に係る納税義務を免除するものとする。

2 知事は、環境性能割を徴収した場合において、当該環境性能割について前項の規定の適用があることとなつたときは、自動車の取得をした者の申請に基づいて、当該環境性能割額に相当する額を還付するものとする。

3 前項の申請をする者は、当該自動車を当該自動車販売業者に返還した日から十五日以内に、規則で定める様式によつて、次に掲げる事項を記載した申請書に当該自動車を当該自動車販売業者に返還したことを証する書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

一 申請者の住所及び氏名又は名称

二 返還した自動車の種類、用途、車名及び型式

三 自動車販売業者の住所及び氏名又は名称

四 返還の理由

五 年度及び税額

六 還付を受くべき金額

七 その他知事において必要があると認める事項

(環境性能割の減免)

第百十四条の十七

知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、当該自動車の取得をした者の申請により、環境性能割を減免する。

一 日本赤十字社が取得する救急自動車又は血液事業の用に供する自動車

二 医療法第三十一条に規定する公的医療機関（日本赤十字社を除く。）が取得する救急自動車又はへき地巡回診療の用に供する自動車

三 次に掲げる自動車で知事が必要と認めるもの

イ 身体障害者等（身体障害を有し、歩行が困難な者で規則で定めるもの又は日常生活を営むのに著しい支障がある者で規則で定めるもの（以下この号及び第五項並びに第百十五条の二第一項第一号イにおいて「身体障害者」という。）及び重度の知的障害又は精神障害を有し日常生活を営むのに著しい支障がある者で規則で定めるものをいう。以下同じ。）が取得する自動車で、次に掲げるもの

(1) 当該身体障害者が自ら運転するもの

(2) 専ら当該身体障害者等のために当該身体障害者等と同居及び生計を一にする者が運転するもの

(3) 専ら当該身体障害者等（身体障害者等のみ又は身体障害者等及び未成年者若しくは七十歳以上の者のみで構成される世帯の身体障害者等に限る。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもの

ロ 身体障害者等と同居及び生計を一にする者が取得する自動車で、次に掲げるもの

(1) 専ら当該身体障害者等のために当該身体障害者等と同居及び生計を一にする者が運転するもの

(2) 専ら当該身体障害者等（身体障害者等及び未成年者若しくは七十歳以上の者のみで構成される世帯の身体障害者等に限る。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が取得する自動車

四 構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車

五 前号に掲げるもののほか、構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車

六 専ら身体障害者等が運転するための構造変更がなされた自動車で営業用のもの

2 前項の規定により減免する額は、次に掲げる額に当該自動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額を限度とする。

一 前項第一号、第二号及び第四号に掲げる自動車にあつては、当該自動車の取得価額

二 前項第三号に掲げる自動車にあつては、次に掲げる額

イ 当該自動車の取得価額が三百万円以下の場合には、当該取得価額

ロ 当該自動車の取得価額が三百万円を超える場合は、三百万円（当該取得価額に身体障害者等の利用に供し、又は身体障害者等が運転するための構造変更に必要な額が含まれるときは、三百万円に当該構造変更に必要な額を加算した額）

三 前項第五号及び第六号に掲げる自動車にあつては、当該自動車の取得価額のうち、身体障害者等の利用に供し、又は身体障害者等が運転するための構造変更に必要な額

3 第一項の規定による環境性能割の減免を受けた者があるときは、当該減免の対象となつた環境性能割に係る自動車を取得した日から一年以内に当該環境性能割に係る身体障害者等のために新たに取得する自動車に係る環境性能割は、減免しないものとする。ただし、次に掲げる自動車に対しては、この限りでない。

一 道路運送車両法第十五条第一項に規定する永久抹消登録（第二百二十条第一項において「永久抹消登録」という。）がされた自動車に代わつて取得する自動車

二 震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかつた自動車に代わつて取得する自動車

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める自動車

4 第一項の規定による環境性能割の減免を受けようとする者は、規則で定める様式によつて、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証する書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

一 申請者の住所及び氏名又は名称

二 自動車の種類、用途、車名及び型式

三 年度及び税額

四 減免を受けようとする理由

五 その他知事において必要があると認める事項

5 第一項第三号の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、前項の申請書を提出する際に、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和三十

八年法律第六十八号) 第四条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳)、知事定めるところにより交付された療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百三十三号) 第四十五条第二項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(第十五条の三第一項において「身体障害者手帳等」という。)及び道路交通法(昭和三十五年法律第五号) 第九十二条第一項の規定により交付された身体障害者、身体障害者等と同居及び生計を一にする者又は身体障害者等のみ若しくは身体障害者等及び未成年者若しくは七十歳以上の者のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する者の運転免許証(第十五条の三第一項において「運転免許証」という。)を提示しなければならない。

(環境性能割の減免の取消し)

第百十四条の十八 知事は、虚偽の申請その他不正の行為により前条の規定による環境性能割の減免を受けた者を発見したときは、直ちにその者に係る当該環境性能割の減免を取り消さなければならない。

第百十五条(見出しを含む。)中「自動車税」を「種別割」に改める。

第百十五条の二の見出し及び同条第一項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第二項第一号中「自動車税」を「種別割」に改め、同号イ中「自動車税の税額」を「種別割額」に改め、同号ロ中「第百五十条第二項」を「第百七十七条の十第二項」に改め、同項第二号中「第百五十条第一項」を「第百七十七条の十第一項」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同号イ中「自動車税の税額」を「種別割額」に改め、同号ロ中「第百五十条第二項」を「第百七十七条の十第二項」に改め、同条第三項及び第四項中「自動車税」を「種別割」に改める。

第百十五条の三(見出しを含む。)及び第百十五条の四(見出しを含む。)中「自動車税」を「種別割」に改める。

第百十五条の五の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条各号列記以外の部分中「自動車税」を「種別割」に、「自動車税の税額」を「種別割額」に改め、同条第二号中「自動車税」を「種別割」に改める。

第百十五条の六(見出しを含む。)中「自動車税」を「種別割」に改める。

第百十五条の七の見出し及び同条第一項中「自動車税」を「種別割」に改める。

第百十五条の八(見出しを含む。)中「自動車税」を「種別割」に改める。

第百十五条の九の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税」を「種別割」に、「自動車税の税額」を「種別割額」に改める。

第百十五条の十(見出しを含む。)及び第百十五条の十一(見出しを含む。)中「自動車税」を「種別割」に改める。

第百十六条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税の税率は、次の各号に掲げる自動車に対し」を「次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は」に改め、同項第三号中「除く」の下に「。以下この号において同じ」を加え、同号イ(1)中「一般乗用車」を「一般乗用バス」に、「供するもの」を「供するバス」に、「以下自動車税について同様とする」を「(2)において同じ」に改め、同号イ(2)中「一般乗用車以外のもの」を「一般乗用バス以外のバス」に改め、同条第二項中「もの」の下に「に対して課する種別割」を加え、同条第三項中「小型自動車」の下に「に対して課する種別割」を、「もの」の下に「に対して課する種別割」を加え、同条第四項中「もの」の下に「に対して課する種別割」を加える。

第百十七条(見出しを含む。)及び第百十八条(見出しを含む。)中「自動車税」を「種別割」に改める。

第百十九条の見出し及び同条第一項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第二項中「道路運送車両法第七条の規定による登録」を「新規登録」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条第三項中「によつて自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には」に改める。

第百十九条の二(見出しを含む。)及び第百十九条の四中「自動車税」を「種別割」に改める。

第百十九条の五第二項中「自動車税額」を「種別割額」に改める。

第百二十条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税」を「種別割」に、「道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録、同法第十二条第一項」を「新規登録、道路運送車両法第十二条第一項」に、「際に」を「場合に」に改め、同項第三号中「第百四十五条第三項」を「第百四十六条第三項」に改め、同条第二項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第三項中「第百四十四条第二項」を「第百四十四条の二第一項」に改める。

第百二十一条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税」を「種別割」に、「第百四十四条第二項」を「第百四十四条の二第一項」に、「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第百二十二条から第百二十四条までを次のように改める。

第百二十二条から第百二十四条まで 削除

附則第十二条の五及び第十二条の五の二を次のように改める。

第十二条の五 削除

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第十二条の五の二 営業用の自動車に対する第百四十四条の七第一項及び第二項(これ

らの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）並びに同条第三項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項（第四項において準用する場合を含む。）	百分の一	百分の〇・五
第二項（第四項において準用する場合を含む。）	百分の二	百分の一
第三項	百分の三	百分の二

附則第十二条の五の三及び第十二条の五の四を削る。

附則第十二条の六の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項中「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ」を「第百十四条の三第一項第一号に規定する電気自動車をいう」に、「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で府令で定めるものをいう。以下この条において同じ」を「同項第二号に規定する天然ガス自動車をいう」に、「内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の府令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので府令で定めるものをいう。第三項第三号において同じ」を「同項第三号に規定する電力併用自動車をいう」に、「バス（一般乗合用のものに限る。）を「第百十六条第一項第三号イ）に規定する一般乗合用バス」に改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「第百十六条第一項、第二項、第三項ただし書及び第四項」を「同項、同条第二項、第三項ただし書及び第四項」に改め、同項第一号中「道路運送車両法第七条第一項」を「第百十四条の二第三項」に、「この条」を「この項」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同項第二号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「第百十四条の三第一項第五号に規定する軽油自動車」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同条第三項から第五項までを削る。

附則第十二条の六の二（見出しを含む。）中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

（山梨県条例の一部を改正する条例の一部改正）

第三条 山梨県条例の一部を改正する条例（平成二十五年山梨県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改め

る。

（山梨県条例及び山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第四条 山梨県条例及び山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年山梨県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第一条中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改める。

（合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正）

第五条 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例（昭和二十七年山梨県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「」を「。以下」に改め、「。以下同様とする」を削り、「基き」を「基づき」に、「山梨県条例（昭和三十六年山梨県条例第十一号）」を「山梨県条例（昭和三十六年山梨県条例第十一号）」に改める。

第一条の二中「左」を「次」に改め、同条各号を次のように改める。

- 一 普通乗用車 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 総排気量が四・五リットル以下のもの 年額 一万九千円
 - ロ 総排気量が四・五リットルを超えるもの 年額 二万二千元
- 二 普通トラック 年額 三万二千元
- 三 四輪の小型自動車 年額 七千五百円

第一条の二に次の一項を加える。

2 特種用途車に対する自動車税の税率については、その構造区分が最も類似する前項各号に掲げる自動車の当該各号に定める額とする。

第二条中「第百七条及び第百十八条」を「第百十八条並びに第百十九条第一項及び第三項」に改める。

第六条 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

題名、第一条、第一条の二（見出しを含む。）、第二条（見出しを含む。）及び第三条（見出しを含む。）中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第一号様式中「自動車税証紙」を「自動車税（種別割）証紙」に、「Automobile Tax Stamp」を「Automobile Tax (Category Base) Stamp」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる

規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中山梨県税条例附則第六条の二第二項及び第四項並びに第十二条の十九第一項及び第三項の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 公布の日
- 二 第一条中山梨県税条例第六十八条の十一及び第八十九条の改正規定 平成二十九年一月一日
- 三 第二条及び第六条の規定 平成三十一年十月一日

(自動車取得税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の山梨県税条例(次条第一項及び第三項において「二十九年新条例」という。)の規定中自動車取得税に関する部分は、この条例の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 前条第三号に掲げる規定の施行の日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第三条 次項及び第三項に定めるものを除き、二十九年新条例の規定中自動車税に関する部分及び第五条の規定による改正後の合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の規定は、平成二十九年以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 平成二十九年三月三十一日までに道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第四条の規定による登録を受けた自動車(第一条の規定による改正前の山梨県税条例(以下「旧条例」という。)第一百五十五条の二第一項各号に掲げる自動車に限る。次項において同じ。)に係る旧条例第一百五十五条の三第一項の規定による申請書を平成二十九年三月三十一日までに提出した場合において、当該自動車は旧条例第一百五十五条の二第一項各号に掲げる減免の要件に該当すると認められるときは、当該自動車に対する平成二十九年分及び平成三十年分までの自動車税に限り、なお従前の例による。

3 平成二十九年三月三十一日までに道路運送車両法第四条の規定による登録を受けた自動車に係る二十九年新条例第一百五十五条の三第一項の規定による申請書を平成二十九年四月一日から同年五月三十一日までに提出した場合において、当該自動車は旧条例第一百五十五条の二第一項各号に掲げる減免の要件に該当すると認められるときは、当該自動車に対する平成二十九年分及び平成三十年分までの自動車税に限り、なお従前の例による。

4 第二条の規定による改正後の山梨県税条例(次項及び第六項において「三十一年新条例」という。)の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第一条第三

号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

5 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日が大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十一号)の施行の日前である場合には、同日の前日までの間における三十一年新条例第一百四十五条の三第一項の規定の適用については、同項第三号中「第二条第十六項」とあるのは、「第二条第十四項」とする。

6 三十一年新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分及び第六条の規定による改正後の合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の規定は、平成三十一年度分の附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成三十二年以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成三十一年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。